

# 市民委員会資料

## 所管事務の調査（報告）

### 中央卸売市場北部市場廃発泡スチロール処理について

- 資料 1            北部市場のエコ化対策（案）について
- 資料 2            北部市場における廃発泡スチロール処理業者の選定等について（案）
- 資料 3－1        第 5 回北部市場廃棄物適正処理検討委員会資料
- 資料 3－2        第 5 回北部市場廃棄物適正処理検討委員会議事録
- 資料 4－1        第 1 回廃発泡スチロール協議会の報告について
- 資料 4－2        第 2 回廃発泡スチロール協議会の報告について
- 資料 5            平成 2 5 年度廃発泡スチロール処理業者の選定に係る仕様等について（依頼）
- 資料 6            平成 2 1 年 3 月の管理課管理係長の事務引継関係書類
- 資料 7            平成 1 9 年 1 1 月 1 2 日付で青果仲卸組合から市長あてに  
提出された照会文書
- 資料 8            平成 1 9 年 1 1 月 2 9 日付回答文書（平成 1 9 年 川経北管第 6 8 7 号）
- 資料 9            平成 1 9 年に管理係が作成した廃発泡スチロール処理経費負担見直しの  
工程表
- 資料 10－1       平成 2 4 年度の廃発泡スチロール処理業者選定実施要領
- 資料 10－2       平成 2 4 年度の廃発泡スチロール処理業務仕様書
- 資料 10 3        平成 2 5 年度の廃発泡スチロール処理業者選定実施要領
- 資料 10－4       平成 2 5 年度の廃発泡スチロール処理業務仕様書
- 資料 11           平成 2 3 年 7 月に実施した「1 円人札」についての市場運送サービスとの  
ヒアリング記録
- 資料 12           北部市場廃棄物適正処理検討委員会で実施した人札に係る総括について
- 資料 13           「1 円人札」についての市場運送サービスへの聞き取り調査
- 資料 14           水産からの廃発泡スチロール処理業者選定に係る要望書等
  
- 参考資料 1       市民委員会から依頼のあった、廃発泡スチロール協議会に対する  
業者選定を延期することについての依頼文書
- 参考資料 2       廃発泡スチロール協議会からの回答文書
- 参考資料 3       北部市場における廃発泡スチロール処理について

経済労働局

平成 2 4 年 5 月 2 3 日

# 北部市場のエコ化対策について（案）

## エコ市場に 向けた基本 方針

- 本市に蓄積する環境技術等を活用し、省エネ・省資源対策を実施する。
- 市場で発生するゴミの発生量を抑制するとともに、リサイクル率の一層の向上を図る。
- 排出者責任の原則に基づく廃棄物処理の適正化を進める。
- 市場における自動車排出ガス対策等の環境対策を推進する。

## 将来の目指すべき姿

### ■廃棄物処理の適正化、省エネ・創エネ、環境対策等の推進

●「川崎国際環境技術展」や「かわさき環境フォーラム・モデル事業」等の成果も取り入れ、北部市場のエコ化を一層推進する。

- 1 環境にやさしい市場を構築する。
- 2 省エネ・創エネ等によりコストを削減し効率的な市場経営を進める。
- 3 災害時のエコエネルギー供給基地としての機能を高める。

### ①廃棄物の減量化・リサイクルの推進

・市場から発生する産業廃棄物や一般廃棄物の減量化を推進するとともに、分別を徹底しリサイクルできるゴミは全てリサイクルする。

### ②省エネ・創エネ対策

- ・太陽光発電設備・太陽熱利用設備や大型リチウム蓄電池の導入
- ・照明等のLED化
- ・小型風力発電機の導入
- ・ヒートポンプユニット等の高効率機器システムの導入
- ・ESCO事業の導入

※ESCO事業：顧客の水道光熱費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。

### ③節水対策

- ・雨水の有効活用及び廃発泡スチロール冷却水の再利用

### ④その他

- ・電気自動車等の導入促進
- ・壁面や屋上の緑化
- ・断熱窓等の設置
- ・ISO14001の取得
- ・エコドライブの推進など



## 当面の取り組み課題

### ■廃棄物のリサイクル・ゴミの減量化事業

#### 1. 開設者が主として行うもの

・「北部市場廃棄物適正処理検討委員会」を廃止し、エコ化の推進を図るため市場内事業者全てから成る「北部市場エコ化対策推進委員会」を新たに設置し、適正な廃棄物処理の推進を図る。

・「消滅型生ゴミ処理機」を導入し、生ゴミの減量化を推進する。

#### 2. 排出者（市場内事業者）が主として行うもの

|       |                |                                                                                         |
|-------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業廃棄物 | 廃発泡スチロールのリサイクル | 「北部市場エコ化対策推進委員会」の方針・条件を受けて市場内排出者（青果・水産・関連）で組織する「廃発泡スチロール協議会」で協議を行い、市場内で処理を行う処理業者の選定を行う。 |
|       | 木製パレットのリサイクル   | 水産関係が主体となって木製パレットをバイオ発電に活用する。                                                           |
|       | 缶類のリサイクル       | 関連食堂街が主体となって一斗缶のリサイクルを推進する。                                                             |
|       | 廃油のリサイクル       | 関連食堂街が主体となって植物性廃油のリサイクルを推進する。                                                           |
| 一般廃棄物 | 紙ゴミの分別収集       | 市場内事業者が一体となって紙ゴミのリサイクルに取り組む。                                                            |
|       | ダンボールのリサイクル    | 青果、水産、花卉、関連が主体となってダンボールのリサイクルを推進する。                                                     |
|       | 魚腸骨のリサイクル      | 水産仲卸組合が主体となって市場内で発生した魚腸骨のリサイクルを行う。                                                      |
|       | その他の一般廃棄物      | 減量化に努め、排出者責任に基づき、適正に処理する。                                                               |

### ■省エネ・環境対策等の推進

#### 1. 開設者が主に行うもの

- ・LED化の推進（開設者が主体となって場内の省エネ対策を実施する。）
- ・エコドライブ運動の推進（川崎市エコドライブ推進運動を市場全体で推進していく。）
- ・省エネ設備の導入（再整備事業にあたっては省エネ設備を積極的に導入していくものとする。）

#### 2. 排出者（市場内事業者）が主として行うもの

- ・市場内フォークリフト等の電動化推進（市場内関係事業者が主体となってフォークリフト、ターレーの電動化を推進する。）

## 平成24年度廃発泡スチロール処理業者選定の経緯

## 【「市の業務委託」から「民間同士の委託」に移行】

●平成18年度までは、開設者が市場内の排出事業者全体を包括した排出者となっていたため、市の業務委託として指名競争入札又は随意契約により処理業者を決定していたが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、環境局の指導により平成19年度から排出事業者と処理業者が個別契約する方法に改めた。

## 【新たな選定方法構築の必要性】

●平成19年度以降、排出者である市場内事業者と処理業者との話し合いが一度も持たれず、市場内事業者から本市に対し競争性を確保できる処理業者選定について要望書等も提出されていることから、処理業者の選定をはじめ、市場内の廃棄物全体の適正化について協議を行う場として、平成23年5月に市場内事業者全ての合意により「北部市場廃棄物適正処理検討委員会」を設置した。

## ■廃発泡スチロール処理業者選定の経過及び方向性

|                | 昭和57年度～<br>平成18年度           | 平成19年度～<br>平成23年度 | 平成24年度                | 平成25年度               |
|----------------|-----------------------------|-------------------|-----------------------|----------------------|
| 排 出 者<br>(委託者) | 川崎市                         | 市場内事業者            | 市場内事業者                | 市場内事業者               |
| 選定方法           | 指名競争入札又は<br>随意契約(総価契約)      | 随意契約<br>(単価契約)    | 事前審査型指名競争入札<br>(単価契約) | 競争入札又は<br>随意契約(単価契約) |
| 処 理 費          | 平成18年度 2,730万円<br>※市が3分の1負担 | 36円/kg            | 1円/kg                 | 未定                   |

## ■平成22年度 廃発泡スチロール処理量／処理費

| 部 門         | 処理量       | 割合     | 処理費<br>(処理単価 38円/kg) |
|-------------|-----------|--------|----------------------|
| 水産          | 209,575kg | 90.9%  | 7,544,700円           |
| 青果          | 9,114kg   | 4.0%   | 328,108円             |
| 関連          | 625kg     | 0.3%   | 22,500円              |
| 市(不法<br>投棄) | 11,164kg  | 4.8%   | 401,904円             |
| 合計          | 230,478kg | 100.0% | 8,297,208円           |

廃棄物適正処理検討委員会  
(開設者と場内事業者で構成)

処理業者を指名

提案書を事前審査

入札参加者を決定

入札・業者決定

※平成23年7月に入札執行(5社応札)

◆新たに協議会・委員会を設置して業者を選定していく。

廃発泡スチロール協議会  
場内事業者のみで構成

開設者(市)が入らない協議会において、競争入札又は随意契約により、平成25年度の廃発泡スチロール処理業者を1社選定する。(場内事業者が自らの処理業者を選定し、行政は業者選定過程に加わらない。)

エコ化対策推進委員会  
開設者と場内事業者で構成

市場内の処理施設を使用することや、周辺住民への環境にも配慮する必要があることから、開設者の役割として協議会が選定した業者の産廃許可の有無や環境配慮・業務執行体制をチェックする。

## 第 5 回 北部市場廃棄物適正処理検討委員会

平成 2 4 年 3 月 1 6 日（金） 1 1 時 3 0 分

北部市場管理事務所棟 3 階 第 1 会議室

### 次 第

#### 開 会

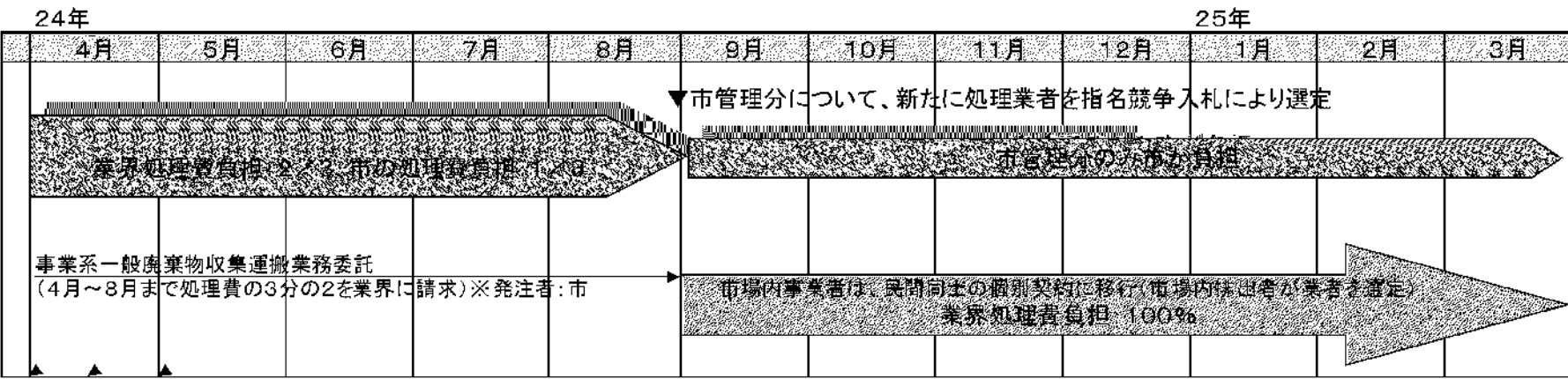
1. 一般廃棄物処理に係る見直しについて
2. 汚泥処理の負担割合について
3. 生ごみ処理機の導入について
4. 木製パレットのリサイクルについて
5. 紙ごみの分別収集の徹底について
6. 北部市場のエコ化対策について
7. 北部市場廃棄物適正処理検討委員会の改組及び廃発泡スチロール協議会の設置について
8. 廃発泡スチロール処理業者の選定等について

# 北部市場における廃棄物の適正処理について（案）

## ■一般廃棄物処理の基本方針について

- ①一般廃棄物処理の市負担（現行1／3負担）については、事業者の排出者責任を明確にするため平成24年9月1日から廃止する。
- ②一般廃棄物処理については、市で一括して処理委託契約を行ってきたが、平成24年9月1日からは各部門又は市場協会が排出事業者として処理委託契約を行うものとする。
- ③各事業者は一般廃棄物の分別を積極的に行い資源化を推進し、ゴミの減量化に努めるものとする。
- ④不法投棄分については、責任の所在が明確でないことから、引き続き市の負担とするが、不法投棄に関しては業界全体で監視を強化する。

## ■平成24年度一般廃棄物処理委託に係る市負担見直しスケジュール



◎ 契約は、最低でも部門単位（青果物部、水産物部、花卉部、関連組合）で行うこと

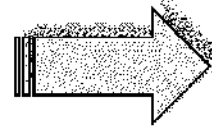
## 汚泥処理の負担割合について(案)

### 【汚泥処理の負担割合の方針(提案)】

- 汚泥処理費については、一般廃棄物と同様に、負担割合を設けてきた(平成23年度 業界2/3、川崎市1/3)。
- 北部市場から発生する汚泥については、主にし尿や雑排水であり、排出者を特定できないものであることから、川崎市が処理費の全額を負担するべきものと考えている。
- したがって、現行の負担割合を見直し、平成24年9月1日以降は、業界0%、川崎市100%の負担割合とする。

### 汚泥処理費について (現行)

| 部門   | 負担割合 | 負担金額           |
|------|------|----------------|
| 青果卸  | 2/3  | 18.5% ¥393,678 |
| 青果仲卸 |      | 18.5% ¥393,678 |
| 水産   |      | 40.0% ¥851,196 |
| 花卉   |      | 10.0% ¥212,796 |
| 関連   |      | 13.0% ¥276,636 |
| 市    | 1/3  | ¥1,064,016     |
| 合計   | 100% | ¥3,192,000     |



### (見直し後)

| 部門   | 負担割合 | 負担金額       |
|------|------|------------|
| 青果卸  | 0%   | 0.0% ¥0    |
| 青果仲卸 |      | 0.0% ¥0    |
| 水産   |      | 0.0% ¥0    |
| 花卉   |      | 0.0% ¥0    |
| 関連   |      | 0.0% ¥0    |
| 市    | 100% | ¥3,192,000 |
| 合計   | 100% | ¥3,192,000 |

### ■汚泥処理に係る費用負担見直しスケジュール

| 23年                     |    |    |    |    |    | 24年                  |     |     |     |    |    |    | 25年 |  |  |
|-------------------------|----|----|----|----|----|----------------------|-----|-----|-----|----|----|----|-----|--|--|
| 3月                      | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月                   | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |     |  |  |
|                         |    |    |    |    |    |                      |     |     |     |    |    |    |     |  |  |
| 業界処理費負担 2/3、市の処理費負担 1/3 |    |    |    |    |    | ▼負担割合を見直し(川崎市100%負担) |     |     |     |    |    |    |     |  |  |
|                         |    |    |    |    |    | 市が全額を負担              |     |     |     |    |    |    |     |  |  |
|                         |    |    |    |    |    |                      |     |     |     |    |    |    |     |  |  |



# 負担金方式による消滅型生ゴミ処理機の運営について(案)

資料 3

## 【負担金方式による運営案(提案)】

- 生ゴミ処理機の運営に必要なランニングコストについては、事業主体となる市場協会等場内事業者が、事業開始前に負担金として徴収する。
- 負担金については、生ゴミの排出者が主に青果仲卸及び関連組合（食卓街）となるため、受益者負担の観点から、青果仲卸及び関連組合、青果卸から徴収し、水産物部及び花卉部からは徴収しない。⇒毎年度、前年度実績等により見直していく。

## ランニングコスト

| 負担者  | 項目    | 月額       | 年額         | 負担金方式                                                    |
|------|-------|----------|------------|----------------------------------------------------------|
| 業界負担 | 電気料金  | ¥41,610  | ¥499,320   | 73kw × 19円 × 30日                                         |
|      | 水道料金  | ¥50,000  | ¥600,000   | 3.86t × 430円 × 30日                                       |
|      | 施設使用料 | ¥0       | ¥0         | 免除                                                       |
|      | 人件費   | ¥74,000  | ¥888,000   | 1,000円 × 3H × 296日 ÷ 12(平成24年度開市日274日 + 水曜休市日22日 = 296日) |
|      | 小計    | ¥165,610 | ¥1,987,320 |                                                          |
|      | 合計    | ¥165,610 | ¥1,987,320 |                                                          |
|      | 処理単価  |          | ¥5.94      | 合計÷年間処理量(334,382 kg)                                     |
| 市負担  | 保守料   | ¥100,000 | ¥1,200,000 | 修繕料についても市が負担する。                                          |

## ランニングコストの負担方法(負担金方式)

| 部門     | 年間排出量        | 生ゴミ処理機     | 負担割合   | 負担金額(事務費除く) | 小計①        | 未処理量       | 未処理分処理費(18.5円/2) | 新処理費合計(①+②) | 現行処理費(2/3負担) | 差額         |
|--------|--------------|------------|--------|-------------|------------|------------|------------------|-------------|--------------|------------|
| 青果卸    | 166,045 kg   | 121,213 kg | 36.2%  | ¥719,411    | ¥719,411   | 44,832 kg  | ¥829,392         | ¥1,548,803  | ¥2,047,888   | ¥-499,085  |
| 青果仲卸組合 | 173,001 kg   | 131,481 kg | 39.3%  | ¥780,352    | ¥780,352   | 41,520 kg  | ¥768,124         | ¥1,548,476  | ¥2,133,679   | ¥-585,203  |
| 青果仲卸5社 | 67,404 kg    | 51,227 kg  | 15.3%  | ¥304,038    | ¥304,038   | 16,177 kg  | ¥299,274         | ¥603,311    | ¥831,316     | ¥-228,005  |
| 水産     | 447,860 kg   | 0 kg       | —      | ¥0          | ¥0         | 447,860 kg | ¥8,285,410       | ¥8,285,410  | ¥5,523,607   | ¥2,761,803 |
| 花卉     | 194,050 kg   | 0 kg       | —      | ¥0          | ¥0         | 194,050 kg | ¥3,589,925       | ¥3,589,925  | ¥2,393,283   | ¥1,196,642 |
| 関連     | 84,616 kg    | 30,921 kg  | 9.2%   | ¥183,519    | ¥183,519   | 53,695 kg  | ¥993,358         | ¥1,176,877  | ¥1,043,597   | ¥133,279   |
| 市      | 194,514 kg   | 0 kg       | —      | ¥0          | ¥0         | 194,514 kg | ¥3,598,509       | ¥3,598,509  | ¥3,598,509   | ¥0         |
| 合計     | 1,327,480 kg | 334,842 kg | 100.0% | ¥1,987,320  | ¥1,987,320 | 992,648 kg | ¥18,363,982      | ¥20,351,312 | ¥17,571,880  | ¥2,779,432 |

※負担割合は、青果部及び関連の生ゴミ処理量の割合により算出

## 汚泥処理の負担見直しを含めた処理費

| 部門     | 現行処理費      | 負担金方式       | 差額          |
|--------|------------|-------------|-------------|
| 青果卸    | ¥393,678   | ¥2,047,888  | ¥2,141,566  |
| 青果仲卸組合 | ¥266,310   | ¥2,133,679  | ¥2,399,989  |
| 青果仲卸5社 | ¥127,368   | ¥831,316    | ¥958,684    |
| 水産     | ¥851,196   | ¥5,523,607  | ¥6,374,803  |
| 花卉     | ¥212,796   | ¥2,393,283  | ¥2,606,079  |
| 関連     | ¥276,636   | ¥1,043,597  | ¥1,320,233  |
| 市      | ¥1,064,016 | ¥3,598,509  | ¥4,662,525  |
| 合計     | ¥3,192,000 | ¥17,571,880 | ¥20,763,880 |

| 部門     | 現行処理費      | 負担金方式       | 差額          |
|--------|------------|-------------|-------------|
| 青果卸    | ¥0         | ¥1,548,803  | ¥1,548,803  |
| 青果仲卸組合 | ¥0         | ¥1,548,476  | ¥1,548,476  |
| 青果仲卸5社 | ¥0         | ¥603,311    | ¥603,311    |
| 水産     | ¥0         | ¥8,285,410  | ¥8,285,410  |
| 花卉     | ¥0         | ¥3,589,925  | ¥3,589,925  |
| 関連     | ¥0         | ¥1,176,877  | ¥1,176,877  |
| 市      | ¥3,192,000 | ¥3,598,509  | ¥6,790,509  |
| 合計     | ¥3,192,000 | ¥20,351,312 | ¥23,543,312 |

①一般廃棄物処理費 業界 2/3 負担→100%負担

②生ゴミ処理機の導入

③汚泥処理費 業界 2/3 負担→負担無し

青果卸 約 89 万円減

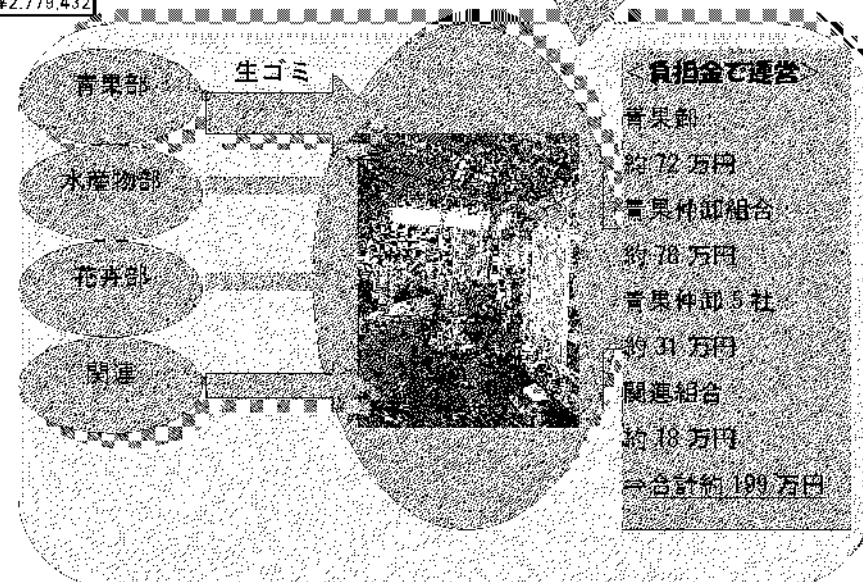
青果仲卸組合、約 85 万円減

青果仲卸5社、約 36 万円減

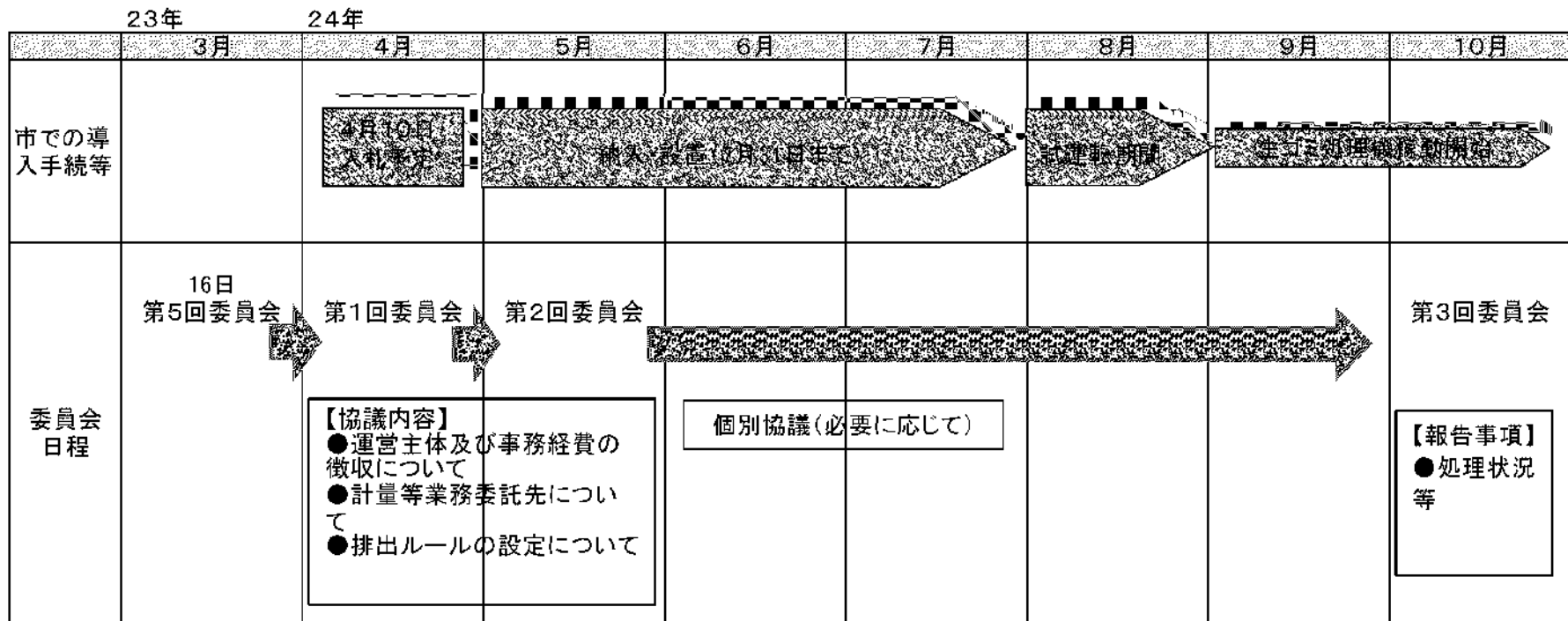
水産 約 191 万円増、花卉 約 98 万円増

関連 約 14 万円減

●生ゴミ処理機について青果部と関連組合の負担金により運営



# ■平成24年度生ゴミ処理機導入スケジュール





## 川崎エコタウン推進における資源循環事例の紹介

### 市内産業団体から出る廃材のバイオマス発電での利用について

川崎市では、1997年にエコタウンの認定を受けて以来、域内での資源循環の施策を進めてまいりましたが、この度川崎区森町にある川崎バイオマス発電における資源循環の取組が始まりましたので事例をご紹介します。

東日本大震災以後のエネルギー不足を補い、競争にやさしい発電を実現するものとして注目を集めるバイオマス発電ですが、市内の流通部門や、工業農業生産部門から発生する廃材と結びつき、低炭素社会の実現による地域貢献を目指しています。



**川崎バイオマス発電所(川崎バイオマス発電株式会社)**

**発電出力 33,000kW 燃料 木材チップ(年間18万トン) 運転開始 2011年2月 業種 電気供給業**

なお、現在は事業系の廃材に限定されますが、4月以降は条件が整えば、一般からの廃材も発電に活用することが可能になります。

バイオマス発電はCO<sub>2</sub>フリーの環境にやさしい発電で、カーボンニュートラル(注1)の考えに基づいています。低炭素社会の形成に欠かせない新しい発電として期待されており、このような事例が増えれば、循環型社会の構築に貢献できますので、今後も事例を増やしてまいります。

(注1)カーボンニュートラル～植物由来の材料を活用する発電は、大気中にある二酸化炭素を樹木が取り込んだ炭素が燃焼により排出されるもので、大気中のCO<sub>2</sub>濃度に影響を与えないという考え方で。

#### 1. 資源循環の事例

##### (1) 川崎市北部市場から発生する廃パレットの利用

利用開始 平成24年3月

数 量 月間約10トン(1万2千キロワットに相当)

※1世帯300キロワットとして40世帯分

##### (2) 市内電機メーカーから排出される製品梱包材の利用

利用開始 平成24年2月22日

数 量 月間約5トン

#### 2. 新たな取組～一般廃棄物のバイオマス発電での活用

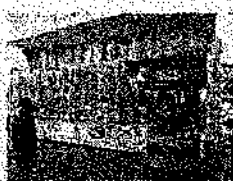
市内梨園の間伐木材の活用( 月開始予定)

#### 3. 資源流通シーン報道公開

3月 日 10時 北部市場

11時 株式会社ライトボーイ

12時 川崎バイオマス発電所



#### 事業フロー



【問い合わせ】 川崎市経済労働局国際経済推進室

電話 044-260-2313 FAX 044-200-3920

# 市場の紙ごみの処理について

## 1. 紙ごみ処理の状況について

(従前)

| 区分   | 中央青果 | 青果仲卸 | 川崎丸魚 | 横浜魚類 | 水産仲卸 | 関連  | 花卉  |
|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| コピー紙 | 一般廃  | 一般廃  | 業者回収 | 業者回収 | 一般廃  | 一般廃 | 一般廃 |
| 新聞紙  | 業者回収 | 一般廃  | 一般廃  | 一般廃  | 再利用  | 一般廃 | 再利用 |
| 雑誌等  | 一般廃  | 一般廃  | 一般廃  | 一般廃  | 一般廃  | 一般廃 | 一般廃 |

| 区分   | 浜一  | 川冷   | 青果商  | 開設者 |
|------|-----|------|------|-----|
| コピー紙 | 一般廃 | なし   | 業者回収 | 一般廃 |
| 新聞紙  | 一般廃 | 業者回収 | 業者回収 | 一般廃 |
| 雑誌等  | 一般廃 | なし   | 業者回収 | 一般廃 |

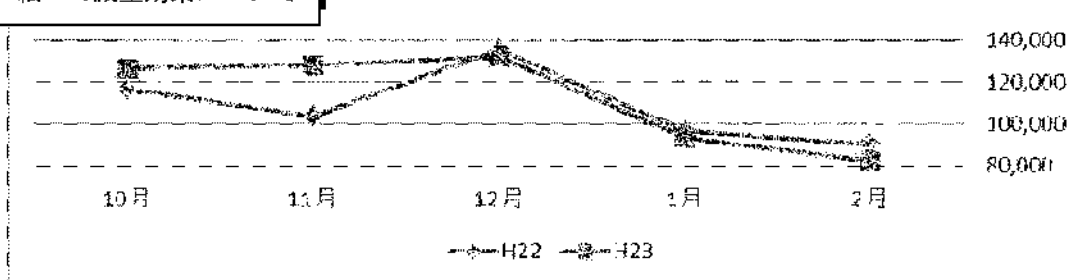


(現在)

| 区分   | 中央青果 | 青果仲卸 | 川崎丸魚 | 横浜魚類 | 水産仲卸 | 関連   | 花卉   |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| コピー紙 | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 |
| 新聞紙  | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 | 再利用  | 業者回収 | 再利用  |
| 雑誌等  | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 |

| 区分   | 浜一   | 川冷   | 青果商  | 開設者  |
|------|------|------|------|------|
| コピー紙 | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 |
| 新聞紙  | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 |
| 雑誌等  | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 | 業者回収 |

紙ゴミ減量効果について



## 2. 今後の紙ごみ処理に関する方針

- ① 資源ごみである紙ごみについては、業者回収を今後も推進し、減量化・エコ化に努める。
- ② スケールメリットが受けられるよう市場協会等の事業とする。
- ③ 買取となり売却益が出る場合は、市場協会の収益又は寄付金等とする。

(参考) 現在の回収システム

- ① 団体別の所定の場所にて毎日回収
- ② 新聞紙、コピー紙、雑誌類、ミックスペーパーに分類して段ボールや袋に入れて排出
- ③ 油で汚れた紙等は回収不可

事 務 連 絡

平成 24 年 1 月 23 日

様

北部市場管理課長

## 北部市場内における紙ごみの処理について（依頼）

日頃から市場における廃棄物処理の適正化に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、北部市場における紙ごみにつきましては、これまで、そのほとんどが各団体や事業者が一般廃棄物として処理を行ってきたところでございますが、市場としてリサイクルやごみの減量化等に向けたエコ化を推進する取り組みの一環で、次のとおり、市場全体で紙ごみの適正処理に取り組むこととなりましたので御協力くださいますようお願いいたします。

## 1 紙ごみの収集日

平成 24 年 1 月 26 日（木）から毎日回収します。（雨天決行）

※午後回収に回りますので午前中に所定の場所に置いておいてください。

## 2 収集場所及び料金

（1）収集場所 別添の図面のとおり

（2）料金 無料で回収します

## 3 分別等の方法

排出する際は、次のとおり分別し、紐で縛るか段ボール・袋等に入れて出してください。（分別できていない紙ごみは回収しません。）

（1）新聞紙

（2）コピー紙（シュレッダー処理後も可）

（3）雑誌類

（4）ミックスペーパー（資源回収の対象物である新聞紙・雑誌・段ボール等以外のすべての紙類）

＜注意＞油汚れなど汚れた紙や臭いの強い紙、カーボン紙・感熱紙などは回収できませんので、一般廃棄物として処理してください。

（事務局 北部市場管理課管理係担当 内線／2213）

# 北部市場のエコ化対策について（案）

## エコ市場に 向けた基本 方針

- 本市に蓄積する環境技術等を活用し、省エネ・省資源対策を実施する。
- 市場で発生するゴミの発生量を抑制するとともに、リサイクル率の一層の向上を図る。
- 排出者責任の原則に基づく廃棄物処理の適正化を進める。
- 市場における自動車排出ガス対策等の環境対策を推進する。

## 将来の目指すべき姿

### ■廃棄物処理の適正化、省エネ・創エネ、環境対策等の推進

●「川崎国際環境技術展」や「かわさき環境フォーラム・エコマル事業」等の成果も取り入れ、北部市場のエコ化を一層推進する。

- 1 環境にやさしい市場を構築する。
- 2 省エネ・創エネ等によりコストを削減し効率的な市場経営を進める。
- 3 災害時のエコエネルギー供給基地としての機能を高める。

### ①廃棄物の減量化・リサイクルの推進

・市場から発生する産業廃棄物や一般廃棄物の減量化を推進するとともに、分別を徹底しリサイクルできるゴミは全てリサイクルする。

### ②省エネ・創エネ対策

- ・太陽光発電設備・太陽熱利用設備や大型リチウム蓄電池の導入
- ・照明等のLED化
- ・小型風力発電機の導入
- ・ヒートポンプユニット等の高効率機器システムの導入
- ・ESCO事業の導入

※ESCO事業：顧客の水道光熱費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。

### ③節水対策

- ・雨水の有効活用及び廃発泡スチロール冷却水の再利用

### ④その他

- ・電気自動車等の導入促進
- ・壁面や屋上の緑化
- ・断熱窓等の設置
- ・ISO14001の取得
- ・エコドライブの推進など



## 当面の取り組み課題

### ■廃棄物のリサイクル・ゴミの減量化事業

#### 1. 開設者が主として行うもの

・「北部市場廃棄物適正処理検討委員会」を廃止し、エコ化の推進を図るため市場内事業者全てから成る「北部市場エコ化対策推進委員会」を新たに設置し、適正な廃棄物処理の推進を図る。

・「消滅型生ゴミ処理機」を導入し、生ゴミの減量化を推進する。

#### 2. 排出者（市場内事業者）が主として行うもの

|       |                |                                                                                         |
|-------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業廃棄物 | 廃発泡スチロールのリサイクル | 「北部市場エコ化対策推進委員会」の方針・条件を受けて市場内排出者（青果・水産・関連）で組織する「廃発泡スチロール協議会」で協議を行い、市場内で処理を行う処理業者の選定を行う。 |
|       | 木製パレットのリサイクル   | 水産関係が主体となって木製パレットをバイオ発電に活用する。                                                           |
|       | 缶類のリサイクル       | 関連食堂街が主体となって一斗缶のリサイクルを推進する。                                                             |
|       | 廃油のリサイクル       | 関連食堂街が主体となって植物性廃油のリサイクルを推進する。                                                           |
| 一般廃棄物 | 紙ゴミの分別収集       | 市場内事業者が一体となって紙ゴミのリサイクルに取り組む。                                                            |
|       | ダンボールのリサイクル    | 青果、水産、花卉、関連が主体となってダンボールのリサイクルを推進する。                                                     |
|       | 魚腸骨のリサイクル      | 水産仲卸組合が主体となって市場内で発生した魚腸骨のリサイクルを行う。                                                      |
|       | その他の一般廃棄物      | 減量化に努め、排出者責任に基づき、適正に処理する。                                                               |

### ■省エネ・環境対策等の推進

#### 1. 開設者が主に行うもの

- ・LED化の推進（開設者が主体となって場内の省エネ対策を実施する。）
- ・エコドライブ運動の推進（川崎市エコドライブ推進運動を市場全体で推進していく。）
- ・省エネ設備の導入（再整備事業にあたっては省エネ設備を積極的に導入していくものとする。）

#### 2. 排出者（市場内事業者）が主として行うもの

- ・市場内フォークリフト等の電動化推進（市場内関係事業者が主体となってフォークリフト、ターレーの電動化を推進する。）

## 北部市場エコ化対策推進委員会設置要綱（案）

## （目的）

第1条 川崎市中央卸売市場北部市場（以下「北部市場」という。）におけるエコ化対策等を検討するため、北部市場エコ化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）エコ化対策に関すること。
- （2）廃棄物の適正処理に関すること。
- （3）その他、必要な事項

## （組織及び委員）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

## （委員長）

第4条 委員長は、毎年度、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

## （関係者の出席）

第5条 委員会において、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## （召集）

第6条 委員会は、必要のある場合に委員長が召集する。

2 委員長は、その会議の議長となる。

## （議事）

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## （事務局）

第8条 委員会に関する庶務は、経済労働局北部市場管理課において処理する。

## （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

## （施行期日）

1 この要綱は、平成24年3月 日から施行する。

<別表>

| 区 分 | 役職名                      |
|-----|--------------------------|
| 委 員 | 川崎中央青果株式会社<br>代表取締役社長    |
| 委 員 | 川崎丸魚株式会社<br>取締役社長        |
| 委 員 | 横浜魚類株式会社川崎北部支社<br>取締役支社長 |
| 委 員 | 川崎花卉園芸株式会社<br>代表取締役      |
| 委 員 | 川崎北部青果仲卸協同組合<br>理事長      |
| 委 員 | 川崎北部市場水産仲卸協同組合<br>理事長    |
| 委 員 | 川崎市中央卸売北部市場商業協同組合<br>理事長 |
| 委 員 | 川崎市中央卸売市場<br>北部市場長       |

# 北部市場における廃発泡スチロール処理業者の選定等について（案）

## 平成24年度廃発泡スチロール処理業者選定の経緯

### 【「市の業務委託」から「民間同士の委託」に移行】

●平成18年度までは、開設者が市場内の排出事業者全体を包括した排出者となっていたため、市の業務委託として指名競争入札又は随意契約により処理業者を決定していたが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、環境局の指導により平成19年度から排出事業者と処理業者が個別契約する方法に改めた。

### 【新たな選定方法構築の必要性】

●平成19年度以降、排出者である市場内事業者と処理業者との話し合いが一度も持たれず、市場内事業者から本市に対し競争性を確保できる処理業者選定について要望書等も提出されていることから、処理業者の選定をはじめ、市場内の廃棄物全体の適正化について協議を行う場として、平成23年5月に市場内事業者全ての合意により「北部市場廃棄物適正処理検討委員会」を設置した。

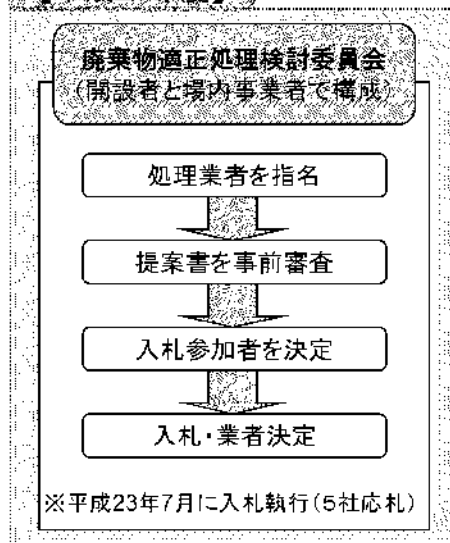
## ■廃発泡スチロール処理業者選定の経過及び方向性

|                | 昭和57年度～<br>平成18年度      | 平成19年度～<br>平成23年度 | 平成24年度                | 平成25年度               |
|----------------|------------------------|-------------------|-----------------------|----------------------|
| 排 出 者<br>(委託者) | 川崎市                    | 市場内事業者            | 市場内事業者                | 市場内事業者               |
| 選定方法           | 指名競争入札又は<br>随意契約(総価契約) | 随意契約<br>(単価契約)    | 事前審査型指名競争入札<br>(単価契約) | 競争入札又は<br>随意契約(単価契約) |

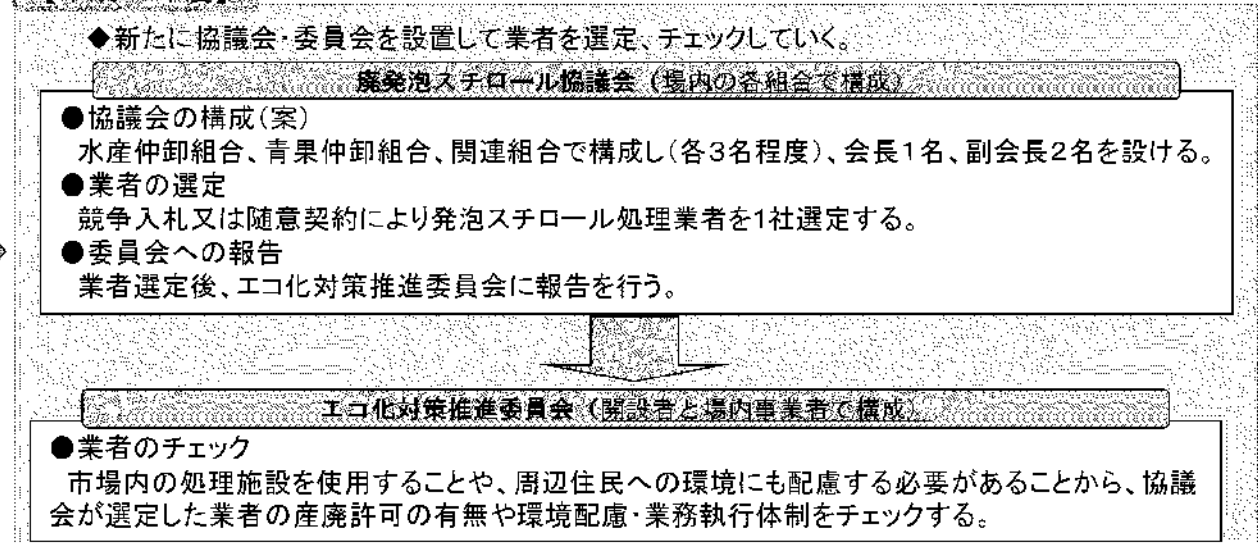
新たな選定  
方法の構築

## ■平成25年度以降の廃発泡スチロール処理業者選定方法等について

### 【平成24年度】



### 【平成25年度】





## 第5回北部市場廃棄物適正処理検討委員会議事録

日 時 平成24年3月16日(金) 11時30分～13時30分

場 所 管理棟第1会議室

出席者 川崎中央青果物代表取締役 佐藤義勝

川崎丸魚物総務部次長 中川憲介(代理)

横浜魚類物川崎北部支社取締役支社長 榊秀保

川崎花卉園芸物代表取締役 柴崎太一

川崎北部市場水産仲卸協同組合理事長 樋村誠二

川崎北部青果仲卸協同組合理事長 堀切正夫

川崎市中央卸売北部市場商業協同組合事務理事 水上勝尚(代理)

開設者 栗原市場長(委員長)、成田管理課長、鈴木管理係長(報告者)

(事務局)

それでは、皆様お集まりですので、第5回目の北部市場廃棄物適正処理検討委員会を始めたいと思う。

(委員長)

一般廃棄物処理費負担の見直し等、廃棄物の適正化については個別に協議をさせていただいているが、この委員会の場で改めて御協議をいただき確認をお願いしたい。

## 【議題1：一般廃棄物処理に係る見直しについて】

(事務局)

資料1について説明

(柴崎委員)

9月1日以降は、一般廃棄物の処理については、民間同士の契約になるということであれば、排出者となる場内事業者が収集運搬業者と交渉しなければならないということか。そうであれば、1～2ヶ月前には交渉しなければならない。

(委員長)

8月以降は、排出者の皆さんで決めていただくこととなるので、早めの対応をお願いしたい。

(水上委員代理)

9月以降は、一般廃棄物処理の市の負担がなくなり場内事業者が100%負担することについては全部門で了解しているという理解でよいか。

(委員長)

9月以降場内の排出事業者が100%負担することをご了解いただいていると考えている。

(委員一同)

全員了解。

(水上委員代理)

9月以降、民間団士の契約に移行するということであれば、9月以降は現収集運搬業者でなくてもよいということか。

(委員長)

市が市場を一括した排出者となって収集運搬業者を一般競争入札により決定している現在のやり方を見直すことにより、市内事業者の皆様が自由に値別契約することができるようになる。

(堀切委員)

9月以降の収集運搬業者については、入札で決めなくてもよいのか。

(委員長)

入札ではなく、随意契約で決めても差し支えない。

(種村委員)

横浜など市外の業者をお願いすることは可能か。

(事務局)

一般廃棄物の収集運搬について、市の収集運搬業の許可を取れば市外の業者でも可能である。ただ、市外に一般廃棄物を運搬することはできない。

(委員長)

一般廃棄物の収集運搬については、最低でも部門ごとでお願いしたいが、できれば市場協会でやっていただきたい。

(柴崎委員)

今後、市場協会でも話し合いをして、今の業者にしろ新しい業者にしろ、しっかりコンセンサスを得て進めていきたいと考えている。

(委員B)

それでは、この資料1の内容については、ご了承していただいたということでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

## 【議題2：汚泥処理の負担割合について】

(事務局)

資料2について説明

(柴崎委員)

9月からの負担割合の見直しについて、今後さらに業界負担を求めるような見直しがあるのか。

(委員長)

今のところ9月に見直した後にさらに見直すようなことは考えていない。

(堀切委員)

この9月以降の見直しはどのような考え方によるのか。今後も市内事業者については、負担無しが続くのか。

(委員長)

屋外清掃で収集された各校周辺のゴミは、本市がその処理費用を負担しているが、この費用については共益費的要素もあることから施設使用料に含まれているものと考えている。汚泥の処理についても同様に考えている。

資料2の内容については、排出者を特定できないものであり、この案のとおり見直すことでよいか。

(委員一同)

異議なし。

(委員長)

異議なしとのことなので原案どおり決定する。

### 【議題3：生ゴミ処理機の導入について】

(事務局)

資料3、4について説明

(委員長)

生ゴミ処理機の運営については、事務費の徴収を含めて皆さんで決めてほしい。計量等の作業員の確保や、処理機利用のルールなどを早く決めていただきたい。

(水上委員代理)

導入したが、中止ということにならないか心配だ。

(委員長)

導入予定の生ゴミ処理機のランニングコストは燃焼式などと比べれば相当安い。試算の電気料金は最大限使用した場合で、実際はもっと安くなると想定している。

市場でISOの取得するようなことも考えていきたい。

エコ化の取り組みのなかで、生ゴミ処理機については、官民部門での有効活用をお願いしたい。

(堀切委員)

前向きに取り組んでいきたいが、有効活用のためにもストックヤードはあった方がいい。

また、水産物部では、本当に生ゴミ処理機で出せるものはないのか。

(委員長)

設備場所の確保を拡張してストックヤードを確保したいと考えている。

(種村委員)

水産では、貝殻が多く処理可能な生ゴミがないのが現状である。

(委員長)

それでは、資料3、4の内容についてご了解いただいたということでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

### 【議題4：木製パレットのリサイクルについて】

(事務局)

資料5について説明

(委員長)

バイオマス発電への利用については水産物卸組合、浜一運送に協力していただいて実現できるが、今後このようなプラス面を外に向けて出していきたいと考えている。

(植村委員)

名譽挽回になる。北部市場のPRになればと考えている。

(水上委員代理)

これ以外にもいいことを尻山やっている。

(委員長)

それでは資料5の内容で進めることについては、ご了解ということでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

#### 【議題5：紙ごみの分別収集の徹底について】

(事務局)

資料6-1、6-2、別紙について説明

(委員長)

紙ごみについては、すでにお願ひしているが、現状での啓蒙の取組み状況はどうか。

(林委員)

業者にお願ひしているが、新聞は今後場内回収でやっていく。

(佐藤委員)

分別して業者にお願ひしている。

(柴崎委員)

各部署ごとに分別してやっている。さらに奨励していきたい。

(植村委員)

新聞は再利用しているが、紙ごみの場内回収は浸透してきている。

(堀切委員)

一般廃棄物で出している紙ごみが少しあるが、場内回収を徹底していきたい。

(水上委員代理)

2月1日以降、場内回収を徹底している。

(中川委員代理)

こちらも業者にお願ひしている。

(委員長)

それでは、この資料6の紙ごみの回収についてもさらに徹底していくということでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

#### 【議題6：北部市場のエコ化対策について】

#### 【議題7：北部市場廃棄物適正処理検討委員会の改組及び廃発泡スチロール協議会の設置について】



(事務局)

資料7、8について説明

(柴崎委員)

廃発泡スチロール協議会は、エコ化対策推進委員会とは別組織にするのか。

(委員長)

廃発泡スチロール協議会は、別に設置することとしたい。ただし、エコ化対策推進委員会では、開設者も入って環境配慮や業務執行体制等についてはチェックする。

(柴崎委員)

廃発泡スチロールについてもゴミというテーマは同じなので、いろいろと経緯はあると思うが、いずれはエコ化対策推進委員会の一に入れた方がよいと思う。

(委員長)

処理機と処理施設は本市のもので、市も一定の責任はあると考えている。よって、排出者が何の条件等もなく自由に業者を決めてよいということにはならない。

(水上委員代理)

花き部門は、廃発泡スチロールを排出しないのか。全部門が入った方がいいのではないか。

(柴崎委員)

花きでは、廃発泡スチロールの排出はない。

(委員長)

新たに設置する「北部市場エコ化対策推進委員会」の委員長については毎年度、互選により選出するとしているが、どなたか委員長をお願いできないか。

(委員一同)

市場長をお願いしたい。

(委員長)

私が務めるということでよいか。

(委員一同)

異議なし。

#### 【議題8：廃発泡スチロール処理に係る選定等について】

(事務局)

資料9について説明

(種村委員)

廃発泡スチロール協議会には、水産卸を入れた方がよいと思うが。

(柿委員)

卸は廃発泡スチロールを出すより買う方なのであえて入らなくてもよいのではないか。

(種村委員)

そうはいつでも、廃発泡スチロールを出しているという認識は持っていただきたい。

(佐藤委員)

基本的には卸としては排出していない。青果仲卸からの排出がほとんどだと思う。

(水上委員代理)

いずれにしても、情報を共有していかなければならない。

(樺村委員)

平成25年度の処理業者については、市外の業者を選定してもよいのか。

(委員長)

処理業者として決定した後に、本市の環境局で処分業の許可が得られれば問題はない。  
ただ、新規だと約130日はかかる。

(樺村委員)

そういったことを考えると、早く協議会を立ち上げなければならない。いずれにしてもこれもエコ化の一つと考えてよいか。

(委員長)

廃発泡スチロール処理もエコ化の一つの取り組みと考えている。

(柴崎委員)

悪い噂は市場にとっても好ましくない。廃発泡スチロール処理のことについてもチェック機能を使わせるとともに、業者選定過程をオープンにして、どこでどのように決めたのか分かるようにすることが大切だ。

(委員長)

それでは、資料9の内容については、ご了解いただいたということでよいか。

(委員一同)

異議なし。

以上のとおり、相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

川崎中央青果株式会社 代表取締役 佐藤 義勝



川崎丸魚株式会社総務部次長 中川 恵介



横浜魚業株式会社川崎北部支社 取締役支社長 神 秀保



川崎花卉園芸株式会社 代表取締役 柴崎 太喜代



川崎北部市場水産仲卸協同組合 理事長 横村 誠二



川崎北部青果仲卸協同組合 理事長 堀切 正夫



川崎市中央卸売北部市場商業協同組合 専務理事 水七 勝尚



中央卸売市場 北部市場長 栗原 寛





平成 2 4 年 4 月 1 0 日

北部市場管理課長 様

廃発泡スチロール協議会長

第 1 回廃発泡スチロール協議会の報告について

平成 2 4 年 4 月 6 日（金）に第 1 回廃発泡スチロール協議会を開催しましたので、決定事項等について別紙のとおり報告します。

- ・ 廃発泡スチロール協議会規約について
- ・ 廃発泡スチロール協議会の委員について
- ・ 廃発泡スチロール処理業者の選定方法について
- ・ 廃発泡スチロール処理業者選定スケジュール（案）について

（事務局）  
水産仲卸協同組合  
9 7 5 - 2 7 0 5

## 廃発泡スチロール協議会規約

### （目的）

第1条 この廃発泡スチロール協議会（以下「協議会」という。）は、川崎市中央卸売市場北部市場から発生する廃発泡スチロールの適正処理を推進することを目的とする。

### （所掌事務）

第2条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- （1）廃発泡スチロール処理業者の選定について
- （2）廃発泡スチロールの適正処理について
- （3）北部市場エコ化対策推進委員会と連携したエコ化の推進について
- （4）その他、必要な事項

### （委員及び役員）

第3条 委員構成は、川崎中央青果株式会社、川崎丸魚株式会社、横浜魚類株式会社川崎北部支社、川崎北部青果仲卸協同組合、川崎北部市場水産仲卸協同組合、川崎市中央卸売北部市場商業協同組合から推薦を受けた役員とする。

2 この協議会に、次の委員をおき、会長は、毎年度、委員の互選により選出する。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）委員 9名以上（会長、副会長を含む。）

### （関係者の出席）

第4条 協議会において、会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### （召集）

第5条 協議会は、必要のある場合に会長が召集する。

2 会長は、その会議の議長となる。

### （議事）

第6条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

この規約は、平成24年4月6日から施行する。

## 廃発泡スチロール協議会の委員について

会長：水産仲卸組合種村誠二理事長

副会長：青果仲卸組合堀切正夫理事長、関連組合齊藤幸雄理事長

### 委員名簿

| 組合・卸       | 廃発泡スチロール協議会委員 |           |          |
|------------|---------------|-----------|----------|
| 水産仲卸組合     | 種村誠二理事長       | 菅谷雅之副理事長  | 西岡直輝副理事長 |
| 青果仲卸組合     | 堀切正夫理事長       | 西村英朗副理事長  | 門野裕之専務理事 |
| 関連組合       | 齊藤幸雄理事長       | 伏木賢太郎副理事長 | 飯岡真市副理事長 |
| 中央青果       | 佐藤義勝代表取締役社長   |           |          |
| 川崎丸魚       | 藤川勝敏取締役社長     |           |          |
| 横浜魚類川崎北部支社 | 榎秀保取締役支社長     |           |          |

廃発泡スチロール処理業者の選定方法について

平成25年度の廃発泡スチロール処理業者の選定方法は、「企画提案方式」とする。

廃発泡スチロール処理業者選定スケジュール(案)について

企画提案方式のスケジュールについては、概ね次のとおりとする。

| 内 容                      | 日 程                                           |
|--------------------------|-----------------------------------------------|
| 業者推薦期限                   | 平成24年4月13日（金）                                 |
| 業者説明会参加申込み期限             | 平成24年4月20日（金）                                 |
| 業者説明会                    | 平成24年4月24日（火）<br>～4月27日（金）                    |
| 質問受付期間                   | 平成24年4月28日（土）<br>～5月8日（火）                     |
| 質問に対する回答                 | 平成24年5月11日（金）<br>※全申込者に書面（メールまたは郵送）により回答      |
| 企画提案会参加申込期間              | 平成24年5月14日（月）午前9時～5月21日（月）午後5時<br>※郵送又は持参による。 |
| 企画提案会参加者決定通知発送           | 平成24年5月28日（月）                                 |
| 第2回協議会（企画提案会）            | 平成24年6月7日（木）                                  |
| 業者あて結果通知                 | 平成24年6月8日（金）                                  |
| 処分業許可申請等手続き：業者決定後、速やかに行う |                                               |
| 契約の締結：許可申請手続き後、速やかに行う    |                                               |

平成 2 4 年 4 月 1 7 日

北部市場エコ化対策推進委員会委員長 様

廃発泡スチロール協議会委員長

第 2 回廃発泡スチロール協議会の報告について

平成 2 4 年 4 月 1 6 日（月）に第 2 回廃発泡スチロール協議会を開催しましたので、決定事項等について次のとおり報告します。

- ・市場内各団体による処理業者の推薦結果について  
非公開とさせていただきます。
- ・「平成 2 5 年度北部市場廃発泡スチロール処理委託に係る企画提案実施要領」及び「北部市場内廃発泡スチロール処理業務仕様書」の決定・確認  
※ 主な記載事項及び企画提案会の進行等については別紙のとおり
- ・今後の主なスケジュールについて  
推薦業者あて書類発送：4 月 1 8 日（水）  
業者説明会：4 月 2 3 日（月）、2 6 日（木）、2 7 日（金）  
業者参加申込（提案書等提出）：5 月 1 4 日（月）～2 1 日（月）  
企画提案会：6 月 7 日（木）1 3 時～1 6 時  
選定結果通知：6 月 8 日（金）

（事務局）  
水産仲卸協同組合  
9 7 5 - 2 7 0 5

「平成 25 年度北部市場廃発泡スチロール処理委託に係る企画提案実施要領」について

（主な記載事項）

- ・廃発泡スチロール協議会において実施する企画提案方式により処理業者を選定すること
- ・企画提案会は誰でも傍聴できる公開の場において行うこと
- ・産業廃棄物処分業許可業者（川崎市内外問わず）のみ本提案会に参加可能とすること
- ・契約については、処理業者が本委託に係る許可を取得後、2週間以内に行うこと

「北部市場内廃発泡スチロール処理業務仕様書」について

（主な記載事項）

- ・「平成 24 年 4 月 12 日付 24 川経北管第 34 号・平成 25 年度廃発泡スチロール処理業者の選定に係る仕様等について（依頼）」にてご指示いただいた事項全て
- ・再利用可能な廃発泡スチロールは、処理業者が再利用品として市場内事業者に販売すること



# 企画提案会の進行について

別紙2

●企画提案会の進行については次のとおりです。

## 1 実施日時等

【日 時】 平成24年6月7日(木) 13時開始・16時終了予定

【場 所】 (企画提案会)管理棟2階大会議室

(各社控室)管理棟3階第1会議室

企画提案会に参加する方は、12時45分までに受付を済ませ、管理棟3階第1会議室にお集まりください。企画提案の順序については、当日くして決定いたします。なお、企画提案の終了後はお帰りいただいて結構です。

●当日ご持参いただく書類

1. 企画提案書(説明用・自社分のみ)

3. 追加資料(ある場合のみ・12部)

※パワーポイントを使用する場合は、事前に事務局までデータを送付してください(PCのお持込は不要です)。

## 2 企画提案会の公開について

平成25年度の廃発泡スチロール処理業者の選定過程については、次のルールに基づいて公開いたします。

### 企画提案会公開ルール

- ・企画提案会は原則として、誰でも傍聴できません(ただし、企画提案者は傍聴不可)。
- ・傍聴人は、傍聴のみで質問等は行えません。
- ・進行等の妨害があった場合は、退場させるものとします。
- ・企画提案会資料等は傍聴人に一切提供しないものとします。
- ・企画提案者は、提案書(1)の見積額、所要経費等の金額についてはプレゼンしないものとします。
- ・企画提案会終了後、傍聴人の前で決定業者を公表します。

## 3 企画提案会の進め方等について

企画提案(プレゼン) 約15分

※パワーポイント利用可

審査委員による質疑応答 約15分

審査(適宜休憩) 約5分

※全社同様に実施

最終審査 約15分程度

決定業者及び次順位業者の発表

※評価等の審査内容については公開いたしません。

## 4 スケジュールについて

●スケジュールについては、「企画提案実施要領」のとおりになります(下記参照)。

### 【主なスケジュール】

参加申込み(提案書等提出):5月14日～5月21日

企画提案会:6月7日(木)13時～

選定結果通知:6月8日(金)

24川経北管第34号

平成24年4月12日

廃発泡スチロール協議会会長 様

北部市場管理課長

平成25年度廃発泡スチロール処理業者の選定に係る仕様等について（依頼）

標記の件につきまして、場内から発生する廃発泡スチロールの処理については、本市が設置しました施設を使用しており、処理に必要な経費についても本市が負担しておりますことから、当該処理について本市も一定の責任を有しているものと考えております。したがって、適切な処理業務執行の観点から、別紙の重要事項等について仕様書に定めていただき、本市が仕様書の内容について了解した後に推薦業者に提示するようお願いいたします。

（北部市場管理課管理係担当）

電話 975-2213

## 仕様書に定める重要事項等について

### 1 廃発泡スチロール処理施設について

- (1) 処理業者が使用する設備機器は、川崎市が設置した機器とし、川崎市が設置した設備機器以外で処理業務を行うことはできません。
- (2) 処理業者の使用できる施設等については次のとおりとします。(別添の「発泡スチロール処理場周辺求積図」参照)
  - ①倉庫(30㎡×2)
  - ②事務所(30㎡)
  - ③処理場(288㎡)
  - ④土地(273㎡)
- (3) 設備機器については、川崎市が無償で貸与するものとし、平成25年度は、処理業務に必要なとなる使用施設等について使用料を免除し、光熱水費については川崎市がその1/2を負担するものとします。

### 2 受付時間及び処理時間について

処理のための受付時間及び処理時間は、次のとおりとします。

- (1) 受付時間は、水産物部の開市日の5時から14時までとします。
- (2) 受付をした産業廃棄物については、当日の6時から14時までに処理作業を終了するものとします。未処分量について、やむを得ず事業計画に定める業務実施日以外に処理を行う場合は、事前に北部市場管理課の了承を得るとともに、川崎市環境局廃棄物指導課と協議しなければなりません。

### 3 処理業者の遵守事項について

- (1) 処理業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)その他の関係法令を遵守し履行するものとします。
- (2) 処理業者は、産業廃棄物の処理について、周辺的生活環境に影響を及ぼさないように自らの責任において、これを行わなければなりません。また、臭気対策として、活性炭を年6回以上、定期的に交換しなくてはなりません。なお、活性炭については処理業者の負担とします。(活性炭:30kg×5段=150kg×2(太平化学 ヤシコールL 1袋15kg))
- (3) 処理業者は、産業廃棄物の処分後の残渣物(以下、「中間処理産業廃棄物」という。)について、自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- (4) 中間処理産業廃棄物の処理方法については、排出事業者と処理業者の間で締結する「産業廃棄物処理業務委託契約書」において明記しなければなりません。
- (5) 排出事業者及び処理業者は、廃棄物処理法の規定に従って、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)を使用するものとします。

#### 4 委託契約について

- (1) 廃棄物処理業者と市場内の排出事業者の間で締結する「産業廃棄物処理業務委託契約」の契約書の内容については、事前に川崎市と協議を行い同意を得なければなりません。

#### 5 適正処理体制の整備・充実について

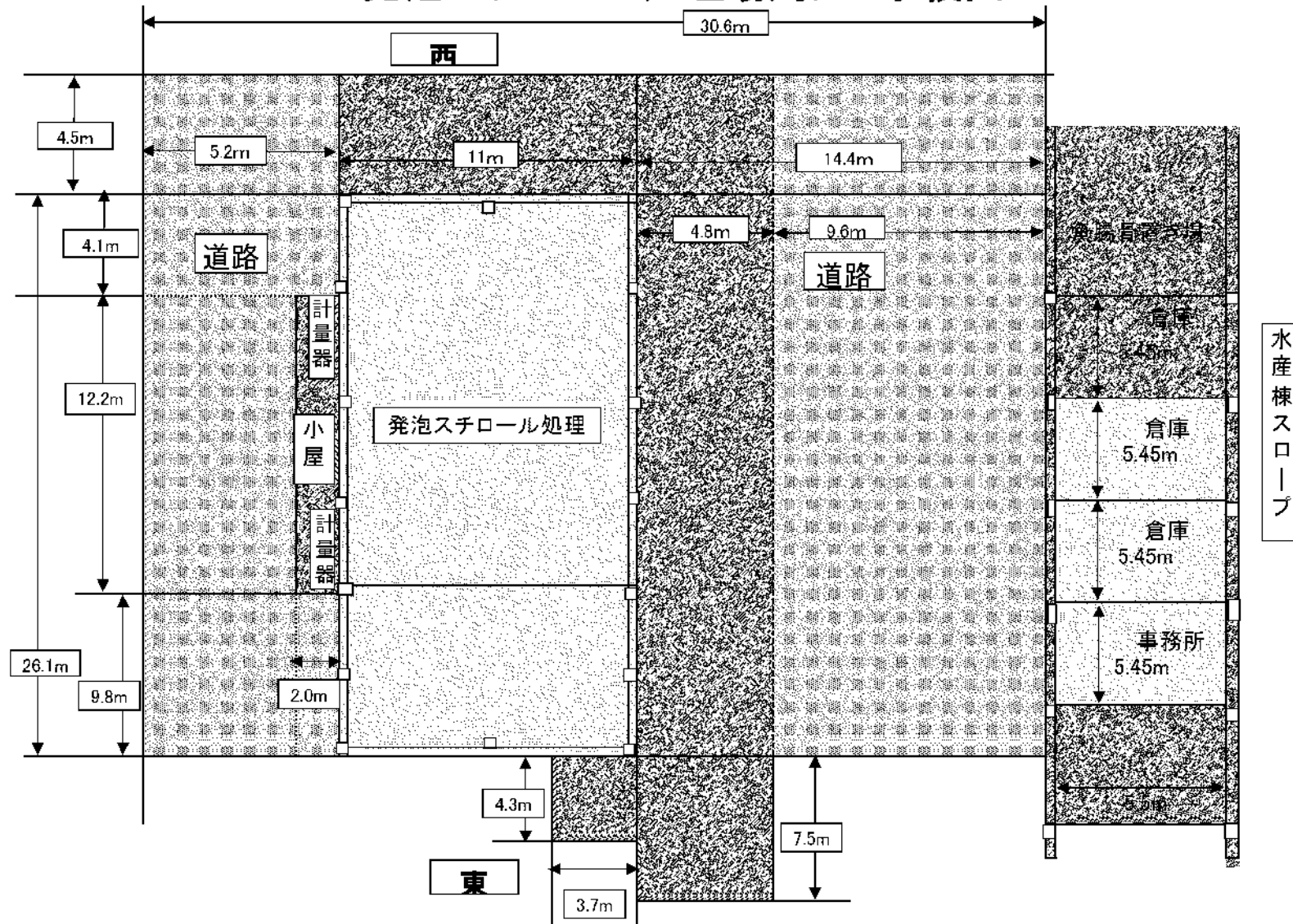
- (1) 処理業者は、従業員への教育等により、業務体制を整えるとともに、設備機器等の日常点検及び保守を行い、産業廃棄物の処理を常に適正な状態に維持管理しなくてはなりません。
- (2) 処理業者は、処理に当たっては、産業廃棄物の性状・組成等を十分に把握し適正な処理を実施するとともに、その実施状況を日報により川崎市に報告しなければなりません。

#### 6 その他の事項について

その他、処理業者は、次に定める事項について遵守するものとします。

- (1) 市場業務に支障のないよう十分な注意を払い業務を行うこと。
- (2) 市場施設に損傷を与えないよう注意を払うこと。損傷を与えた場合、速やかに市職員に報告すること。
- (3) 処理業者は、その責に帰すべき事由により設備機器等を含め処理施設の全部又は一部を滅失若しくは棄損したときは、市の指示に従いすみやかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければなりません。
- (4) 作業上での衛生及び安全管理を厳重に行い、特に火気使用については控えること。
- (5) 産業廃棄物をみだりに散乱または蓄積しないようにすること。
- (6) 設備機器の日常点検のための用具及び脱臭用活性炭その他業務に要する用具については、処理業者の負担とします。
- (7) 場外からの持込分の受付については原則禁止とします。

# 発泡スチロール処理場周辺 求積図



## 事務引継書「管理係懸案事項」

(平成 21 年 3 月現在)

## 1 発泡処理関係

19 年 4 月から処理費用を排出者自身の負担に移行した。契約も当事者間の個々の契約に移行した。(処理費用 1kg 36 円：消費税別：20 年度・21 年度も同額)

市は別途処理契約を締結し、駐車場や値込み等に投棄された不法投棄分の処理費用を負担している。(月締めで毎月支払)

市はこの他にも、移行に伴う激変緩和策として処理機・計量器のリース代、処理に要する光熱水費を全額負担している。更に、施設使用料・土地使用料も免除している。

これについては、19 年度末に当時の大谷局長から場内排出事業者向けの激変緩和策を段階的に解消するよう強く求められ、段階的な解消策を策定していた。その第一弾として、高熱水費の負担解消を 22 年度当初から実施することで、水産部門のみと交渉を始めたが、結果として生じるとと思われる単価引き上げには強い抵抗感を示された。今後、処理業者の市場運送サービスに対して正式に高熱水費補助打ち切りの話をする必要がある。その際に、21 年度中に段階的に 50%補助に下げるという考えも当初あったが、単価が引き上げられると市の不法投棄分負担金額も増えてしまうため、22 年度から一気に 100%負担にしたほうがよいのではと思われる。

処理業者は廃棄物処理法上処理場の許可(環境局)が必要で現処理業者は市場内の処理場を使用する事で許可を得ている。この許可が 20 年 11 月 8 日で満了になるため、処理業者がこれ以前に許可申請手続を行い無事更新された。環境局の許可期間は 5 年間になっており、許可期間は 25 年 11 月 8 日までとなる。

19 年度時点では、排出者側からは、5 年間も処理業者が固定されかねないため、競争性が保たれないという不満もでていたが、20 年度末時点では、このことについてはあきらめているような言い方であった。

処理機のリース期間が 23 年 6 月 30 日で満了になり、市が再リースするか又は処理業者が再リースするかの選択になるが、前述の段階的解消とリンクして考えなければならない。処理業者が再リースすると、場外からの持込や、処理業者の固定化という問題が生じるので判断が必要だ。

排出者側からは、処理費用単価を引下げよう常に言ってきており、これについては、契約当事者間で話合うよう指示している。(処理業者が変れば、もっと安くできるという主張)



川崎市長  
岡部孝天殿

平成 19 年 11 月 12 日

川崎北部青果仲卸協同  
担 事 長 堀 切 正  
役 員



### 特定事業補助、その他に関する疑問について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、当組合の活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。尚、先程には、ご懇篤なるご回答(文書番号: 19川経北管第589号)をいただき感謝しているところであります。

さて、そのご回答内容について、若干、お伺いをさせていただきたい点がございましたので以下に、整理いたしました。お忙しいこととは存じますが、出来るだけ速やかにご回答いただければ幸いです。

今後とも当該組合並びには北部市場発展の爲、ご指導、ご鞭撻いただけますようお願い申し上げます。 敬具

### 記

- 一、北部市場に於ける廃発泡スチロール処理については、当該処理設備リース費用・水道光熱費・建屋施設使用料並びに川崎市の土地賃賃料を川崎市が、全面的に負担していますが、結果として、これが、北部市場内の限られた特定の排出事業者への補助となっています。一般市民が、見てもこれは、偏った施策であり、著しく公平性に欠けているように考えられます。この施策の可及的速やかな見直しを北部市場当該主管箇所にも何度もしし入れて参りましたが、当該主管箇所の見解では、リース期間が満了する平成23年6月まで補助を継続するとのことです。一般市民の目から見ても何故、今後4年間も多額の補助を特定業界に続けるのかの納得できる回答はございません。この巨額の補助が、北部市場のそれを除く財政にどれほどの悪影響を及ぼしているかを考えると、速やかにこの異常事態を止める必要があると思われまふ。この点について貴市の考えをお伺い致します。
- 一、北部市場に於いて、当該組合が施設として借用している荷捌場については、当該組合員が使用している時間は、24時間の三分の一で約8時間(10時30分～翌6時30分)ほどです。それ以外の時間帯は、一般客や買参人の駐車場に開放されています。当該組合が1日24時間、排他的に占有していないのにも拘わらず1日24時間占有の施設使用料徴収を受けています。その点を改善するよう、北部市場当該主管箇所にお願ひしているものの、当を得た納得できる回答を今だに頂戴できておりません。この点につき貴市の考えをお伺い致します。
- 一、最後に、一般廃棄物処理費補助に関して、北部市場協会会員である、なしに拘わらず、北部市場を構成する一員としての事業者であるならば川崎市の一般廃棄物処理費尾補助がある限り補助を間違いなく行うのかどうかについて、北部市場主管箇所にご回答をお願いしていますが、明確にご回答を頂いておりません。この点について貴市の簡明なお考えをお伺い致します。

以上



19川経北管第 687 号

平成19年11月29日

川崎北部青果仲卸協同組合  
理事長 堀 切 正 夫 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

## 「特定事業補助、その他に対する疑問」について（回答）

初冬の候、貴組合におかれましては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。  
日頃から市場運営に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、平成19年11月12日付けでお尋ねのありました標記の件について、次のとおり回答いたします。

- 1 廃棄物処理に関する市の負担につきましては、平成19年10月25日付け19川経北管第589号をもってお答えしたとおり、排出者責任の原則にのっとり漸次削減に努めているところですが、排出事業者の急激な負担増を緩和するために一部市負担としたものでございます。

従いまして、リース期間が満了する平成23年6月までの市負担の継続が担保されているものではございません。

- 1 買荷保管所につきましては、「場内業者のほか買出人も積込所として利用すること」を条件に、既に平成8年4月1日の供用開始時から使用料を減額してございますので、御確認いただきたいと存じます。

- 1 一般廃棄物処理費の市負担の対象とする事業者につきましては、前述の平成19年10月25日付けをもってお答えしたとおり、現在検討しているところでございます。

なお、廃棄物処理費用の市負担につきましては、今後も引き続き削減及び廃止に向け検討してまいりますので、貴組合の御理解と御協力をお願い申し上げます。

19川経北管第589号

平成19年10月25日

川崎北部青果仲卸協同組合  
理事長 堀 切 正 夫 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

「特定事業補助、その他に関するお願い」について（回答）

秋涼の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。平素、貴組合におかれましては、市場運営に御理解、御協力を賜り誠に有難うございます。

先般、平成19年9月5日付にて、貴組合から依頼のありました標記の件について、回答いたします。

ご承知のとおり、市場内で発生する廃棄物の処理費につきましては、一般廃棄物及び産業廃棄物について、平成17年度は処理費用の2分に1を、平成18年度からは3分の1を開設者が負担してまいりました。平成19年度の産業廃棄物につきましては、排出事業者及び処理事業者の皆様のご御理解をいただき、処理契約が民民契約に移行したことに伴い、市は3分の1の負担を打ち切ったところですが、排出事業者の急激な負担増を緩和するために、光熱水費を市負担としたものでございます。

また、産業廃棄物処理事業において、処理施設等を処理事業者に無償で使用させていることにつきましても、排出事業者であります場内事業者に対しまして、その負担を少しでも軽減させるために、従来から実施しているものでございます。

今後、廃棄物処理の市負担につきましては、廃棄物処理の排出者責任の原則にのっとり漸次削減に努め、市場会計の健全化に努めてまいります。

次に、要望の質荷保管・荷捌き事業に係る使用料等の減額補助につきましては、当該使用料が建設費を基に算定されていることから、廃棄物処理事業の市負担とは性格が異なるものと捉えております。

次に、川崎市中央卸売北部市場商業組合との、一般廃棄物処理に係る確認書の締結につきましては、当該組合が、現行の市場内のごみ処理の体制を継続できる組合であること、北部市場協会からの退会が年度途中であったこと、また、北部市場協会への非加入をもって、一律に判断できないことなどを勘案し判断したものでございます。

なお、来年度以降の対応につきましては、これらを踏まえて今後検討してまいります。

次に、老朽化施設の改修につきましては、努力しておりますが、予算の制約があり、十分に対応ができていない状況にあります。引き続き予算獲得に努め、緊急性等を考慮しつつ改修に取り組んでまいります。

以上につきまして、何卒、御理解のほど宜しくお願い申し上げます。

## 廃汚泥スチロール処理の費用等について (工程表)

平成20年度に処理業者から土地・建物等(※1)の使用料の支払いについて協議し平成21年度から徴収する。

平成21年度に処理業者に光熱水費(※2)の支払いについて協議し平成22年度から徴収する。

平成22年度に処理業者に市のリース期間が終了(平成23年6月30日までリース期間)する後の支払いについて協議をし、平成23年7月1日以降、リース料(※3)を支払ってもらう。

注 段階的な処理業者への費用徴収による経費増大に伴い、処理単価の上昇が予想されるため、排出事業者への協議、説明、納得等も必要となり、費用徴収には相当の困難が予想される。

※1 土地代  $650\text{m}^2 \times 120\text{円} \times 1.06 \times 12\text{ヶ月}$   
 $= 932,800\text{円}$  ①

## 建物代

倉庫  $348\text{m}^2 \times 900\text{円} \times 1.05 \times 12\text{ヶ月}$   
 $= 3,946,320\text{円}$  ②

事務所  $30\text{m}^2 \times 900\text{円} \times 1.05 \times 12\text{ヶ月}$   
 $= 340,200\text{円}$  ③ *550円/㎡*

①+②+③=5,289,320円 *22.5*

※2 光熱水費 平成18年度 4,723千円 *2.95*

※3 リース代 発泡処理機  $957,600\text{円} \times 12\text{ヶ月}$

$= 11,491,200\text{円} \times 0.1$

$= 1,149,120\text{円}$  ④

計量器  $40,950\text{円} \times 12\text{ヶ月}$

$= 491,400\text{円} \times 0.1$

$= 49,140\text{円}$  ⑤

④+⑤=1,198,260円 *2.4*

※ ④リースの料金をリース料の1割と想定した。  
 計 17,480,880 *22.24*

# 平成 24 年度 北部市場内廃発泡スチロール 処理に係る業者選定実施要領

平成 23 年 6 月

北部市場廃棄物適正処理検討委員会

## 平成24年度 北部市場内廃発泡スチロール処理に係る業者選定実施要領

### 1 趣旨

北部市場では、市場内事業者が排出する廃発泡スチロールを川崎市が市場内に設置した処理施設において、処理業者が排出事業者と個別契約を締結した上で処理しているところです。

このたび、平成24年度に廃発泡スチロールを適正に処分する処理業者を選定することを目的として、本市が開設者（川崎市）及び市場内事業者を構成員とする「廃棄物適正処理検討委員会」（以下「委員会」という。）を開催し審査を行った上で、同委員会が実施する入札により処理業者を選定します。

### 2 廃発泡スチロール処理業務の内容

別添の「北部市場内廃発泡スチロール処理業務仕様書」（積算参考資料）のとおり

※ 入札により決定した処理業者は、場内排出事業者と個別契約を締結した上で、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで廃発泡スチロールの処理業務を行うものとします。

※ 平成22年度処理単価：36円/kg（委託料については単価契約となります。）

### 3 入札参加要件

本要領6ページの「産業廃棄物処理業推薦業者名簿（様式1）」登載事業者（以下「推薦業者」という。）及び川崎市が指名した本市の産業廃棄物（発泡スチロール類限定）処分業許可を有する事業者（以下「処分業許可業者」という。）が、入札の参加申込みをすることができます。

推薦業者及び処分業許可業者は、次の（1）から（4）までの要件を満たす必要があります。

なお、「廃棄物適正処理検討委員会」委員所属団体が推薦できる業者数は各2業者までとし、また、処分業許可業者については、川崎市が指名するものとします。

（1）市内業者であること。（市内に支所・支店を置く事業者を含みます。）

（2）国税及び川崎市税の本納がないこと。

（3）川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

（4）市内産業廃棄物（発泡スチロール類限定）処分業許可を有するか、選定後当該処分業許可申請を行ったうえで、本市の処理施設を適正に使用し廃発泡スチロール処理業務を責任をもって実施する能力のある事業者であること。

なお、推薦業者についても、川崎市の産業廃棄物処分業の許可を有している必要があります。

### 4 業者説明会の開催

北部市場内廃発泡スチロール処理に係る業者選定について説明を行うため、次のとおり説明会を開催します。また、併せて、廃発泡スチロール処理施設の見学会を開催します。

なお、本実施要領等について、質問がある場合は、後記「5-（3）」により質問を行ってください。

#### （1）日時

平成23年6月13日（月）及び平成23年6月14日（火）

※ 説明会・見学会は1時間程度を予定しています。なお、時間指定はできません。

(2) 場所

中央卸売市場北部市場（川崎市宮前区水沢 1-1-1 管理棟 3 階第 1 会議室）

(3) 対象

推薦業者及び本市が指名した処分業許可業者で、説明会への参加を希望する者。

※参加する場合は、1 社 2 名までとします。

(4) 申込み方法

電子メール又は FAX により、平成 23 年 6 月 8 日（水）17 時までに後記「5-（3）」の送信先までお申込みください。申込みは自由様式としますが、必ず事業所の名称、参加者名（2 名まで）、連絡先を明記してください。（参加日時の指定は不可）

※ 説明会の日時については、申込み締切日後、2 日以内に連絡します。

(5) その他

当日は、本実施要領及び仕様書等を配布しませんので、必要な資料は各自持参してください。

5 提出書類及び提出方法等について

(1) 提出書類

次の一覧表の書類をご提出ください。なお、推薦業者名簿及び提出書類が提出されない場合は、入札に参加することはできません。

※川崎市の登録業者（競争入札参加資格業者）の場合、提出書類の一部については提出することを要しません。（下表参照）

|    | 提出書類                                                                                                                                                           | 提出部数      |         |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|
|    |                                                                                                                                                                | 川崎市登録業者以外 | 川崎市登録業者 |
| 1  | 入札参加申込書（様式 2）                                                                                                                                                  | 1 部       | 1 部     |
| 2  | 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）                                                                                                                                             | 1 部       | 不要      |
| 3  | 産業廃棄物処分業許可証の写し                                                                                                                                                 | 1 部       | 1 部     |
| 4  | 法人に係る代表者の印鑑証明書                                                                                                                                                 | 1 部       | 不要      |
| 5  | 国税の納税証明書<br>※「その 3 の 3」（（法人税と消費税及び地方消費税）の未納額のない証明用）を提出すること。                                                                                                    | 1 部       | 不要      |
| 6  | 川崎市税の納税証明書<br>（1）申込み時点において終了している事業年度のうち直近 2 年度分の納税証明書をそれぞれ 1 部ずつ提出すること（未納がないこと）。<br>（2）固定資産税（償却資産を含む。）については、平成 21 年度、平成 22 年度の納税証明書をそれぞれ 1 部ずつ提出すること（未納がないこと）。 | 各 1 部     | 不要      |
| 7  | 提案書 （1）環境配慮・安全性について（様式 3）                                                                                                                                      | 1 部       | 1 部     |
| 8  | 提案書 （2）研修・教育及び業務体制について（様式 4）                                                                                                                                   | 1 部       | 1 部     |
| 9  | 提案書 （3）業務改善（様式 5）                                                                                                                                              | 1 部       | 1 部     |
| 10 | 提案書 （4）廃発泡スチロール処理等の実績等（様式 6）                                                                                                                                   | 1 部       | 1 部     |

※審査の過程において委員会が必要と認めた場合には、提出期限後においても、その他の書類提出を求めることがあります。

※提案書の様式に記述できない場合は、別添としてください。

※提案書の作成、提出に必要な経費は各事業者の負担とします。なお、提出された提案書等は返却しません。

## (2) 提出先

### ア 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

### イ 提出先

〒216-8522 川崎市宮前区永沢1丁目1番1号

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理課管理係（電話：044-975-2211）

### ウ 提出期間

平成23年6月20日（月）午前9時から平成23年6月21日（火）午後5時（必着）まで

## (3) 実施要領等に関する質問について

### ア 質問方法及び回答方法

質問は電子メール（着信確認を要す）又はFAXのみ受付可能とし、電子メール又はFAXによりすべての申込者に対して受付期限から1週間以内に回答します。質問を正確に表現するために、区画等が必要な場合等、電子メール又はFAXで送信することができない場合に限り担当部局あてに持参又は郵送してください。

質問する場合の件名は、「平成24年度 廃発泡スチロール処理業務委託に係る業者選定（質問）」としてください。

|       |                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| 電子メール | suzuki_yuj@city.kawasaki.jp<br>(送信先：川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理課管理係) |
| FAX   | 044-975-2242                                                  |

※ FAX 送信後、提出先担当まで電話にてご連絡ください。

※ 設備機器の質問については、製造会社（処理装置：熊本濃、計量器：熊本中衡機工業所）あて直接問い合せてください。なお、入札参加申込者あて設備機器の取扱説明書を送付します。

### イ 受付期間

平成23年6月6日（月）～平成23年6月15日（水）

## 6 入札参加の審査（事前審査）

入札参加申込みに必要な書類の内容について、委員会の審査を経て入札参加者を決定します。審査の手順は次のとおりです。

### (1) 審査

委員会が、入札参加の要件を有しているか否か総合的に審査した後に、入札参加者を決定します。



|   | 審査基準                                                         |
|---|--------------------------------------------------------------|
| 1 | 推薦業者名簿（推薦業者の場合）及び前記「5－（1）」の提出書類の提出がない場合は、入札に参加できません。         |
| 2 | 書類審査等の結果、前記「3」の入札参加の各要件を満たしていない場合は、入札に参加できません。               |
| 3 | 前記「5－（1）」の提案書の内容に基づく審査の結果、委員会において過半数の同意が得られない場合は、入札に参加できません。 |

## （2）ヒアリングの実施

委員会は、入札参加申込みに必要な書類の内容について、説明又は追加資料の提出を申込者に求める場合があります。この場合、申込者はその求めに応じなければなりません。

## 7 入札参加者決定の通知

委員会は、入札参加者を平成23年6月27日（月）（予定）までに決定し、申込者全員に審査結果通知書を送付します。

## 8 入札の実施

### （1）入札及び開札の日時、場所

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 入札及び開札の日時 | 平成23年7月7日（六）午後1時30分～ |
| 入札及び開札の場所 | 北部市場管理棟3階第1会議室       |

※ 受付は、午後1時15分から行います。

※ 入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、御注意ください。

※ 入札参加者以外は入札（開札）会場への入場はできませんので、御了承ください。

※ 入札（開札）会場への入場は会場のスペースの関係上、各社2名までとさせていただきます。

### （2）入札方法

ア 入札書は当日持参してください。郵送による入札は行っておりません。

イ 入札に参加される方は、必要事項を記載し、記名押印した所定の入札書（本要領12ページ（様式7）をコピーして使用してください。）を「法人名」を記載した封筒に封入し、入札時に入札箱に投函してください。

ウ 代理人（社員の方も含む。）の方が入札される場合は、委任状（本要領13ページ（様式8）をコピーして使用してください。）が必要となりますので、必要事項を記載し、記名押印の上、前記イの封筒に同封し、入札時に入札箱に投函してください。

エ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分御注意ください。

### （3）入札時に持参する書類

ア 申込み受付時にお渡しした入札参加申込書の写し

イ 入札書（本要領12ページ（様式7）をコピーして使用してください。）

ウ 委任状（本要領13ページ（様式8）をコピーして使用してください。）

※代理人の方が入札される場合に必要となります。前記（2）入札方法のウをご参照ください。

## 9 入札の無効

次の事項のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額の表示しない入札書
- (3) 2通以上の入札書を提出した者の入札
- (4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札書の記名押印のない入札書
- (6) 入札書中その要領が不明確なもの
- (7) 入札に関し不正の行為があった者の入札
- (8) その他本要領で指定した以外の方法により入札した者の入札

## 10 落札者の決定方法

落札者は、有効な入札を行った者のうち最も低い価格（処分単価）をもって入札を行った者とし、また、落札となるべき者が2名以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。同価の入札をした者はくじ引きを辞退することはできません。

なお、落札者が産業廃棄物処分業許可申請に係る手続きにおいて、許可が得られなかった場合は、第2順位の入札を行った者を落札者とみなし、第2順位の入札を行った者も許可を得られなかった場合は、第3順位の入札を行った者を落札者とみなします。

## 11 契約の締結等

### (1) 産業廃棄物処分業許可申請について

落札者は、平成24年4月1日から産業廃棄物処分業を行えるように、本市における許可等の手続きを関係機関等と綿密に調整を行う必要があります。

なお、施設の使用許可等、必要な手続きについては別途ご連絡します。

※前記「5-（1）」の提案書の内容については、許可申請において必要となる事業計画書に反映させる必要があります。

※北部市場における廃発泡スチロール処理業務を行ううえで必要となる川崎市の産業廃棄物処分業（発泡スチロール類限定）許可を新たに取得した場合は、許可期限は既に許可を受けている所定の期限となりますが、平成25年度以降処理業者として選定されない場合、他に処理施設を有していない処理業者の廃発泡スチロール処理業務に係る処分業許可は効力を失います。

### (2) 契約の締結

落札者は、原則として、平成24年3月31日（土）までに平成23年度「産業廃棄物処理業務委託契約」を締結している廃発泡スチロール排出事業者と個別契約を締結してください。

なお、廃発泡スチロール処理業務の履行期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとなります。

また、個別契約を締結する前に、落札者は契約書（案）の内容について川崎市と協議し同意を得なければなりません。

(様式1)

## 産業廃棄物処理業推薦業者名簿

平成 年 月 日

(あて先) 北部市場廃棄物適正処理検討委員会委員長

推薦者 所在地

名 称

代表者

印

次のとおり、本要領「3」の入札参加要件を満たす処理業者を推薦します。

|            |              |
|------------|--------------|
| 業者名        |              |
| 業務内容       |              |
| 産業廃棄物処分業許可 | 許可番号：川崎市 第 号 |
| 所在地        | 〒            |
| フリガナ       |              |
| 代表者名       |              |
| 電 話        |              |
| 担当者名       |              |

(様式2)

## 入札参加申込書

平成 年 月 日

(あて先)

北部市場廃棄物適正処理検討委員会委員長

北部市場における廃発泡スチロール処理業者選定に係る入札に参加したいので必要書類を添えて申し込みます。なお、本要領「3」の入札参加の各要件を満たしており、必要な書類は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| フリガナ            |              |
| 業 者 名           |              |
| 産業廃棄物処分業許可      | 許可番号：川崎市 第 号 |
| 産業廃棄物処分業の許可期限   | 平成 年 月 日     |
| 所在地             | 〒            |
| フリガナ<br>代 表 者 名 | 印            |

※ゴム印可

|           |  |
|-----------|--|
| 担当者名・役職   |  |
| 所属部署      |  |
| 電話        |  |
| FAX       |  |
| 電子メールアドレス |  |

※ゴム印可

(1) 環境配慮・安全性について

①廃発泡スチロールの処分を行う上で、大気汚染、騒音、振動、省エネ等への対策等、環境への配慮について記述してください。

②廃発泡スチロールの処分を安全かつ確実に行うための方法や取組みについて記述してください。

## (2) 研修・教育及び業務体制について

①業務従事者に対する研修や教育について記述してください。

②事業執行体制について記述してください。

| 区 分        |         | 事業開始時 |
|------------|---------|-------|
| 従業者数（合計）   |         | 人     |
| うち市内居住従業者数 |         | 人     |
|            | 常勤雇用者数  | 人     |
|            | 非常勤雇用者数 | 人     |

・指示系統図を記述してください。

・その他特記事項（産業廃棄物関連有資格者の状況など）

## 提 案 書

### (3) 業務改善

・廃発泡スチロール処理について、効率化やコスト削減のための業務改善等について記述してください。



(3) 実績等

・企業概要や廃発泡スチロール処分業務の成功に向けて有効であると思われる類似事業・関連事業の実績等について記述してください。(バンプ等があればご提出ください。)

# 入札書

(平成24年度 北部市場内廃発泡スチロール処理に係る業者選定)

平成 23 年 月 日

(あて先)

北部市場廃棄物適正処理検討委員会委員長

入札者 所 在

ふりがな

法人名・代表者名

実印

代理人 所 在

ふりがな

氏 名

印

「平成24年度 北部市場内廃発泡スチロール処理に係る業者選定実施要領」に記載された内容をすべて承知し、次のとおり入札します。

| 金 額 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|-----|---|---|---|---|
|     |   |   |   |   |

注意：消費税抜きの処理単価を記入してください。

- ※1 入札金額は、アラビア数字で明確に記入し、金額の頭初に「¥」を必ず記入してください。  
入札金額を書き損じた場合は、作成し直したものを提出してください。
- ※2 提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用してください。
- ※3 入札書及び委任状は、「法人名」を記載した封筒に封入してください。
- ※4 代理人による入札の場合は、入札者の所在、法人名・代表者名の記載及び押印のほかに、代理人の所在、氏名の記載及び押印と委任状の提出が必要です。  
なお、この場合の代理人の所在、氏名及び代理人の印影は、委任状に記載及び押印されたものと同一にしてください。

(様式8)

# 委 任 状

(平成24年度 北部市場内廃発泡スチロール処理に係る業者選定)

私は、次の者を代理人と定め、平成23年7月7日執行の平成24年度 廃発泡スチロール処理に係る業者選定に関する一切の権限を委任します。

|                  |            |                                |
|------------------|------------|--------------------------------|
| 代 理 人<br>(受 任 者) | 法人所在地      | 〒      ー      電話      (      ) |
|                  | ふりがな<br>氏名 | 印                              |

平成 23 年      月      日

(あて先)

北部市場廃棄物適正処理検討委員会委員長

|                  |                      |                                |
|------------------|----------------------|--------------------------------|
| 申 込 者<br>(委 任 者) | 法人所在地                | 〒      ー      電話      (      ) |
|                  | ふりがな<br>法人名・<br>代表者名 | 実印                             |

※1 提出書類に押印する印鑑(実印)は、すべて同一のものを使用してください。

※2 委任状に記載した代理人(受任者)の所在地、氏名及び代理人(受任者)の印影は、入札書の代理人欄に記載、押印するものと同一にしてください。

北部市場における廃発泡スチロール処理業者は、次の仕様により、産業廃棄物（廃発泡スチロール）の中間処分業務を行う必要があります。

## 1 廃発泡スチロール処理施設

(1) 処理業者が使用する設備機器は、川崎市が設置した次の機器とし、川崎市が設置した設備機器以外で処理業務を行うことはできません。（詳細については、別添の「廃棄物処理機システム仕様書」及び「川崎市中央卸売市場北部市場廃発泡スチロール計量器仕様書」をご参照ください。）

- ①破砕機 名濃製 FSC-610S
- ②減容機 名濃製 FM-400B
- ③脱臭装置 名濃製 FM-200 2台
- ④中間ストックタンク 名濃製 SU-12
- ⑤計量器 4点ロードセル式台秤 2台

(2) 処理業者の使用できる施設等については次のとおりとします。（別図参照）

なお、施設等の使用にあたっては、処理業務に必要なとなる使用施設等について、事前に川崎市と協議の上、川崎市中央卸売市場業務条例第66条第3項に規定する許可申請書を提出するとともに、市場施設の使用指定・許可条件を遵守しなければなりません。

- ①倉庫（30㎡×2）
- ②事務所（30㎡）
- ③処理場（288㎡）
- ④土地（650㎡）

(3) (1) に定める設備機器については、川崎市が無償で貸与するものとし、平成24年度は、(2) に定める施設等について使用料を免除し、光熱水費については川崎市が負担するものとし、なお、設備機器の選定は、川崎市が行い、川崎市の責任においてリース会社と賃貸借及び保守に関する契約を締結します。

(4) 施設等の使用期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとし、処理業者は、施設等を転貸し、若しくは他人に使用させることはできません。また、処理業務以外の用途に施設等を使用することはできません。

## 2 産業廃棄物の種類及び予定数量

| 産業廃棄物の種類               | 予定数量（22年度実績） | 単位 |
|------------------------|--------------|----|
| 廃プラスチック類<br>（廃発泡スチロール） | 400          | t  |

## 3 受付時間及び処理時間

処理のための受付時間及び処理時間は、次のとおりとします。

- (1) 受付時間は、水産物部の閉市日の5時から14時までとします。
- (2) 受付をした産業廃棄物については、当日の6時から14時までに処理作業を終了するものとし、未処理分については、やむを得ず事業計画に定める業務実施日以外に

処理を行う場合は、事前に北部市場管理課の了承を得るとともに、川崎市環境局廃棄物指導課と協議しなければなりません。

#### 4 処理業者の遵守事項

- (1) 処理業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）その他の関係法令を遵守し、履行するものとします。
- (2) 処理業者は、産業廃棄物の処理について、周辺的生活環境に影響を及ぼさないように、自らの責任において、これを行わなければなりません。また、臭気対策として、活性炭を年6回以上、定期的に交換しなくてはなりません。なお、活性炭については処理業者の負担とします。（活性炭：30kg×5段＝150kg×2（太平化学 ヤシロール L 1袋15kg））
- (3) 処理業者は、産業廃棄物の処分後の残渣物（以下、「中間処理産業廃棄物」という。）について、自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- (4) 中間処理産業廃棄物の処理方法については、排出事業者と処理業者の間で締結する「産業廃棄物処理業務委託契約書」において明記しなければなりません。
- (5) 排出事業者及び処理業者は、廃棄物処理法の規定に従って、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用するものとします。

#### 5 委託契約

- (1) 選定された廃棄物処理業者は、川崎市が指定する日までに市場内の廃発泡スチロール排出事業者と個別契約を締結しなければなりません。
- (2) 廃棄物処理業者と市場内の排出事業者の間で締結する「産業廃棄物処理業務委託契約」の契約書の内容については、事前に川崎市と協議を行い同意を得なければなりません。
- (3) 委託料については、「廃発泡スチロール処理業務委託に係る業者選定実施要領」に基づく入札により決定した入札金額（処理単価）となります。

#### 6 再委託の禁止

- (1) 処理業者は、原則として、排出事業者から受託した産業廃棄物の処分業務を再委託してはなりません。
- (2) 契約期間中に当該業務を処理業者が他人に再委託するやむを得ない事情が生じたときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12第1号に基づく書面により、排出事業者の承諾を得て、同施行令第6条の12に規定する再委託基準に従い、これを行わなければなりません。

#### 7 適正処理体制の整備・充実

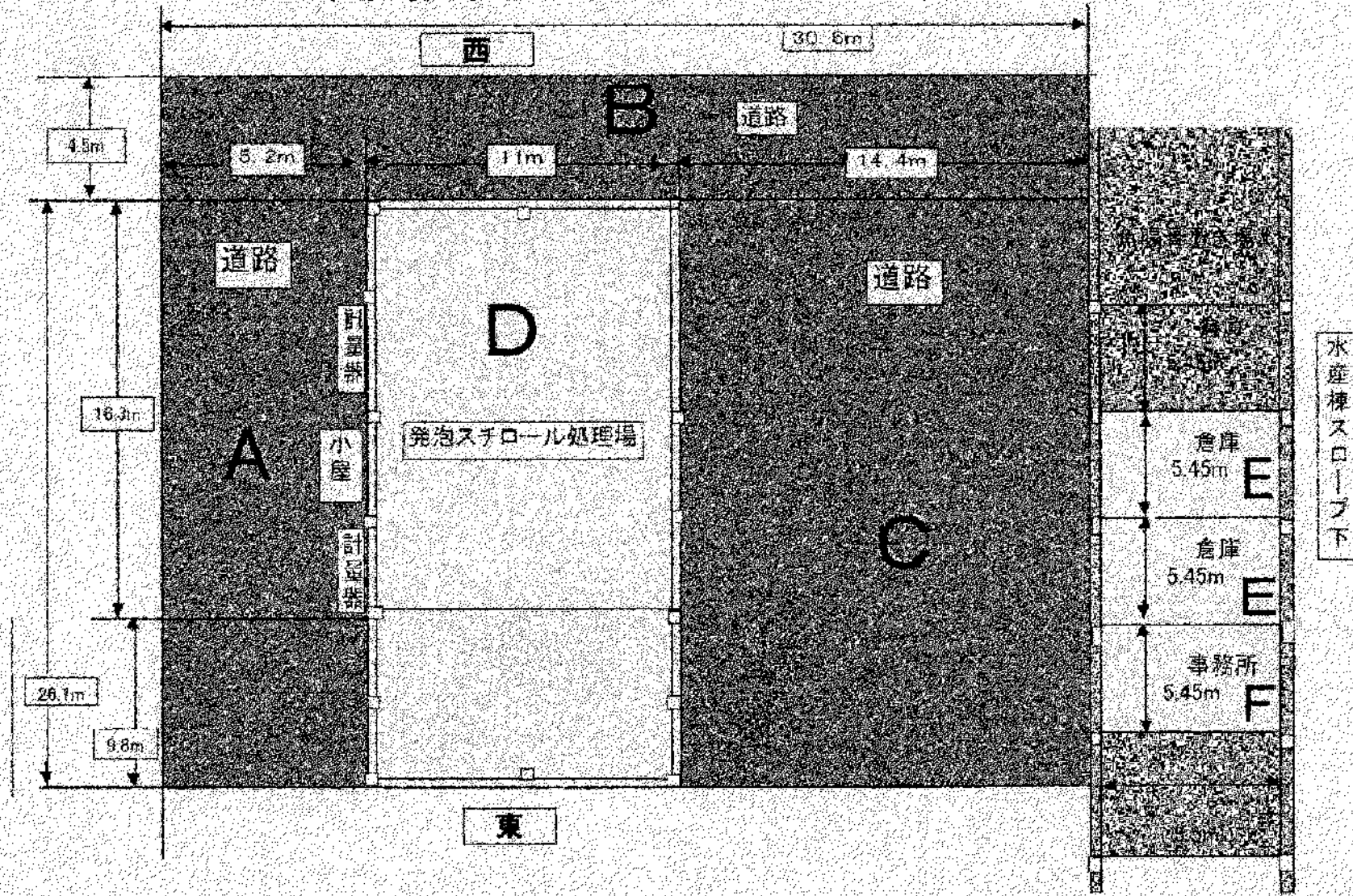
- (1) 処理業者は、従業員への教育等により、業務体制を整えとともに、設備機器等の日常点検及び保守を行い、産業廃棄物の処理を常に適正な状態に維持管理しなくてはなりません。
- (2) 処理業者は、処理に当たっては、産業廃棄物の性状・組成等を十分に把握し適正な処理を実施するとともに、その実施状況を日報により川崎市に報告しなければなりません。

## 8 その他の事項

その他、処理業者は、次に定める事項について遵守するものとします。

- (1) 市場業務に支障のないよう十分な注意を払い業務を行うこと。
- (2) 市場施設に損傷を与えないよう注意を払うこと。損傷を与えた場合、速やかに市職員に報告すること。
- (3) 処理業者は、その責に帰すべき事由により設備機器等を含め処理施設の全部又は一部を滅失若しくは棄損したときは、市の指示に従いすみやかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければなりません。
- (4) 作業上での衛生及び安全管理を厳重に行い、特に火気使用については控えること。
- (5) 産業廃棄物をみだりに散乱または蓄積しないようにすること。
- (6) 設備機器の日常点検のための用具及び脱臭用活性炭その他業務に要する用具については、処理業者の負担とします。
- (7) 場外からの持込分の受付については原則禁止とします。
- (8) その他の事項については、本市との協議により決定します。

# 北部市場 発泡スチロール処理場周辺 求積図



施設等面積表

|    |                                                             |                    |
|----|-------------------------------------------------------------|--------------------|
| A  | $5.2 \text{ m} \times 26.1 \text{ m} = 135.72 \text{ m}^2$  | 136 $\text{m}^2$   |
| B  | $30.6 \text{ m} \times 4.5 \text{ m} = 137.7 \text{ m}^2$   | 138 $\text{m}^2$   |
| C  | $14.4 \text{ m} \times 26.1 \text{ m} = 375.84 \text{ m}^2$ | 376 $\text{m}^2$   |
| 小計 |                                                             | 650 $\text{m}^2$   |
| D  | $11 \text{ m} \times 26.1 \text{ m} = 287.1 \text{ m}^2$    | 288 $\text{m}^2$   |
| E  | $5.5 \text{ m} \times 5.45 \text{ m} = 29.975 \text{ m}^2$  | 30 $\text{m}^2$    |
| E  | $5.5 \text{ m} \times 5.45 \text{ m} = 29.975 \text{ m}^2$  | 30 $\text{m}^2$    |
| F  | $5.5 \text{ m} \times 5.45 \text{ m} = 29.975 \text{ m}^2$  | 30 $\text{m}^2$    |
| 合計 |                                                             | 1,028 $\text{m}^2$ |



廃棄物処理機システム仕様書

1) 破砕機

型 式 FSC-610S  
能 力 MAX 600kg/h  
動 力

破砕1 22.0  
破砕2 3.7  
コンペアー 0.75  
異物分離 0.4  
押込羽根 0.75  
ブロアー 2.2

---

小計 29.8kg

重 量 5,000kg  
台 数 1台

2) 減容機

型 式 FM-400B  
能 力 MAX 600kg/h  
動 力

減容 55.0 55.0  
供給スクリュウ 0.75 0.75  
押込スクリュウ 0.75 0.75  
ブロアー 1.5 1.5  
回収装置 0.2 0.2  
水分除去ヒーター 1.5 1.5  
油圧ユニット 3.7 3.7  
粉回収ブロアー 0.4 0.4

---

小計 63.8 63.8

---

計 127.6KW

冷却水 (年平均) 600L/h×2  
重 量 5,000kg  
台 数 1台

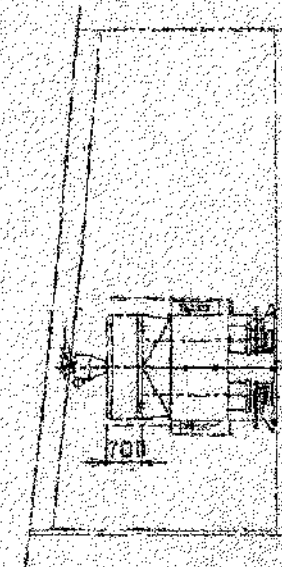
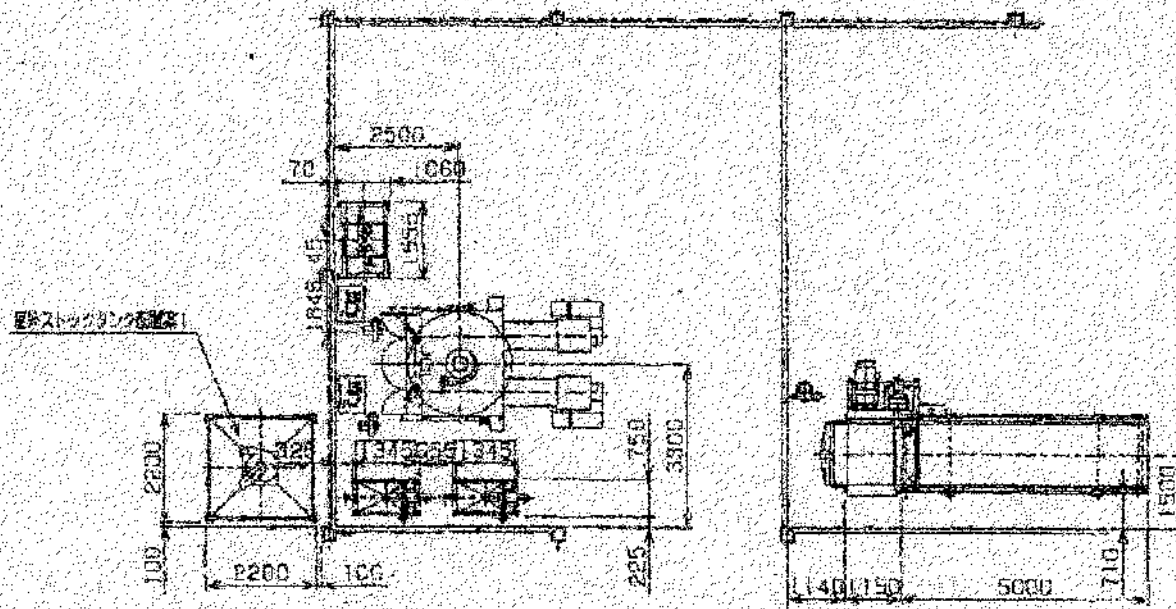
3) ストックタンク

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 型 式 | SU-12              |
| 容 量 | 1.2 m <sup>3</sup> |
| 動 力 | スクリュウ 0.75         |
|     | ブロアー 0.75          |
|     | バイブレーター 0.075×2    |
| 小計  | 1.65 KW            |

重 量 1,600 kg

4) 脱臭装置

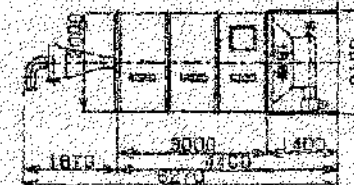
|       |                  |
|-------|------------------|
| 型 式   | FM-200           |
| 脱臭方式  | 活性炭による吸着         |
| 活性炭容量 | 150kg/1台 (300kg) |
| 活性炭寿命 | 約600時間           |
| 使用台数  | 2台               |



| 名称        |         | 総2770-1400    |      |
|-----------|---------|---------------|------|
| 型式        |         | FM-400B       |      |
| 能力        |         | 600kg/h (max) |      |
| kW        | 動力      | 55.0          | 55.0 |
|           | 供給スクリュー | 0.75          | 0.75 |
|           | 排込スクリュー | 0.75          | 0.75 |
|           | フロッパー   | 1.5           | 1.5  |
|           | 回転機     | 0.2           | 0.2  |
|           | 水分乾燥機   | 1.5           | 1.5  |
|           | 油圧ユニット  | 3.7           | 3.7  |
|           | 制御ユニット  | 0.4           | 0.4  |
| 合計        |         | 63.8          | 63.8 |
| 外形寸法 (mm) |         | 600Lx2        |      |
| 質量        |         | 5000kg        |      |

| 名称 |         | 総2770-1400    |      |
|----|---------|---------------|------|
| 型式 |         | FSC-610S      |      |
| 能力 |         | 600kg/h (max) |      |
| kW | 動力      | 22.0          | 22.0 |
|    | 供給スクリュー | 3.7           | 3.7  |
|    | 排込スクリュー | 0.75          | 0.75 |
|    | フロッパー   | 0.4           | 0.4  |
|    | 回転機     | 0.75          | 0.75 |
|    | 水分乾燥機   | 2.2           | 2.2  |
|    | 油圧ユニット  | 2.2           | 2.2  |
|    | 制御ユニット  | 0.4           | 0.4  |
| 合計 |         | 29.8          | 29.8 |
| 質量 |         | 5000kg        |      |

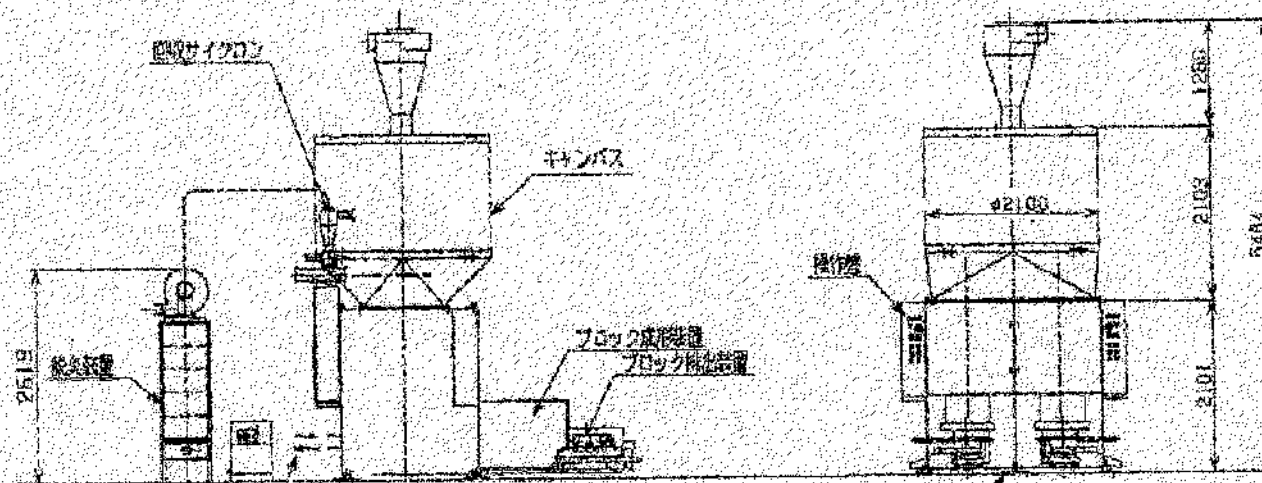
| 名称        |          | ストックポンク   |         |
|-----------|----------|-----------|---------|
| 型式        |          | SU-12     |         |
| 容量        |          | 12m³      |         |
| kW        | スクリュー    | 0.75      | 0.75    |
|           | フロッパー    | 0.75      | 0.75    |
|           | ハイグレーション | 0.075x2   | 0.075x2 |
|           | 合計       | 1.65      | 1.65    |
| 質量        |          | 1600kg    |         |
| 外形寸法 (mm) |          | 1400x2100 |         |
| 質量        |          | 1600kg    |         |



| 名称        |          | ストックポンク   |         |
|-----------|----------|-----------|---------|
| 型式        |          | SU-12     |         |
| 容量        |          | 12m³      |         |
| kW        | スクリュー    | 0.75      | 0.75    |
|           | フロッパー    | 0.75      | 0.75    |
|           | ハイグレーション | 0.075x2   | 0.075x2 |
|           | 合計       | 1.65      | 1.65    |
| 質量        |          | 1600kg    |         |
| 外形寸法 (mm) |          | 1400x2100 |         |
| 質量        |          | 1600kg    |         |

AA 44152

3731-L06-00



ケミカルパワー M:6 25133

|        |     |        |     |      |            |               |        |
|--------|-----|--------|-----|------|------------|---------------|--------|
| 陸 上    | 型 式 | 作 業    | 尺 寸 | 1/60 | 型 式        | FM-400B / 井 原 | P517 M |
|        |     | 千 葉    |     |      | 機 名        | 発泡スチロール減容固化機  |        |
|        |     | 010029 |     |      | 型 番        | 375-S000-4    |        |
| 株式会社 名 |     |        | 海 産 | 型 番  | 375-S000-4 |               |        |

|           |               |       |      |
|-----------|---------------|-------|------|
| 名称        | 絶熱スチロール複合板    |       |      |
| 型式        | FM-473B       |       |      |
| 能力        | 500kg/h (max) |       |      |
| 能力        | 口径            | 55.0  | 55.0 |
| kW        | 基礎スクウェア       | 0.75  | 0.75 |
|           | 伸延スクウェア       | 0.75  | 0.75 |
|           | フロー           | 1.5   | 1.5  |
|           | 断熱層           | 0.2   | 0.2  |
|           | 水栓接続ヒーター      | 1.5   | 1.5  |
|           | 減圧ユニット        | 5.7   | 5.7  |
|           | 設置用フロー        | 0.4   | 0.4  |
|           | 合計            | 63.6  | 63.6 |
|           |               | 127.6 |      |
| 冷却水 (50℃) | 600kg         |       |      |
| 重量        | 500kg         |       |      |

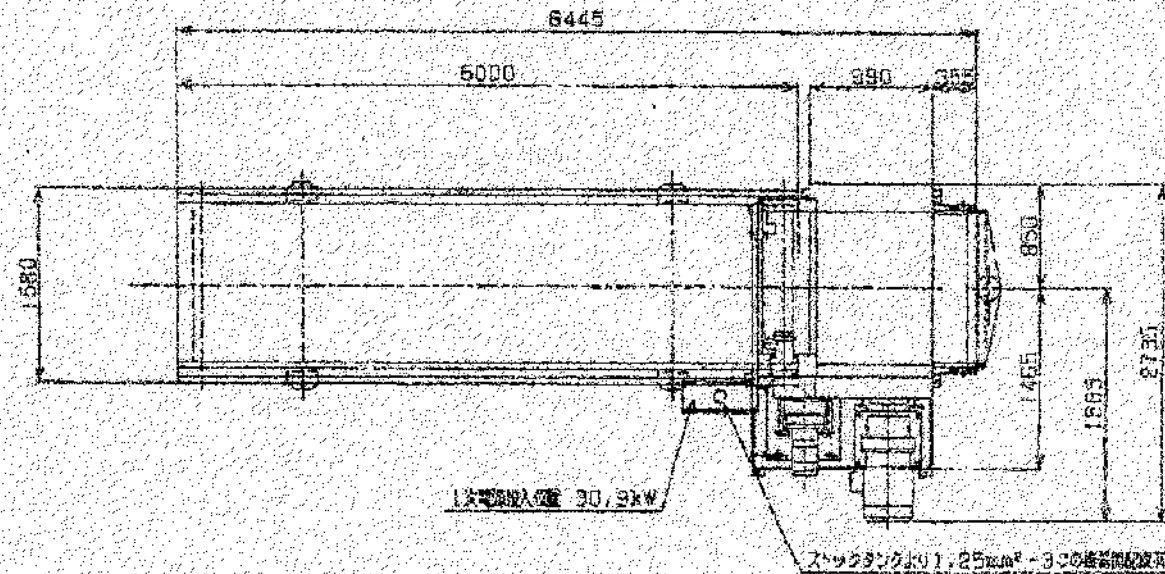
|       |                 |
|-------|-----------------|
| 名 称   | 粉体装置            |
| 型 式   | FM-200          |
| 驱动方式  | 活性粉による駆動        |
| 活性粉容量 | 150kg/1台(300kg) |
| 使用台数  | 2 台             |



株式会社 名 濃

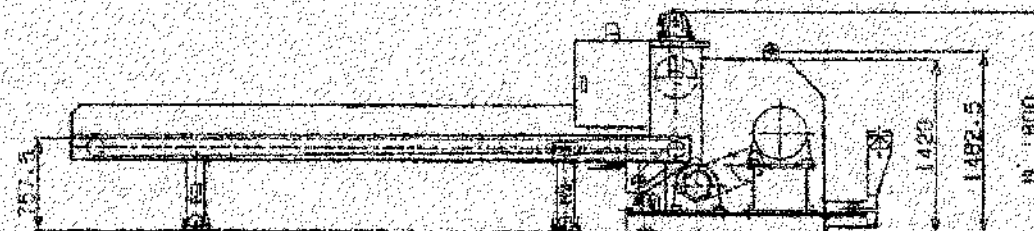
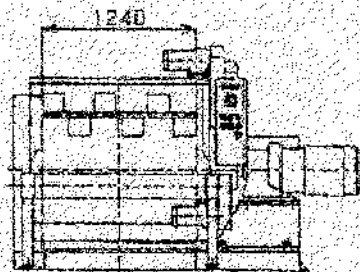
図 号  
375-10

375-S000-4

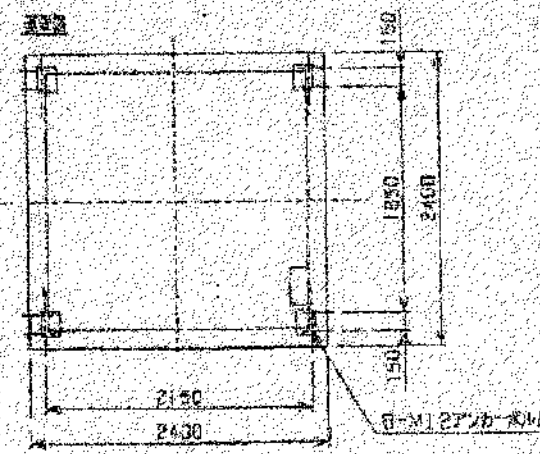
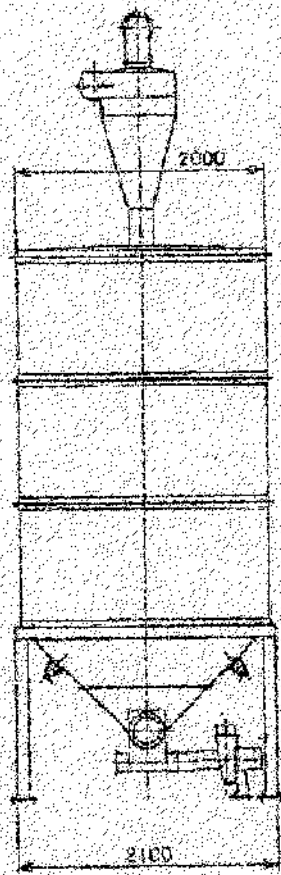
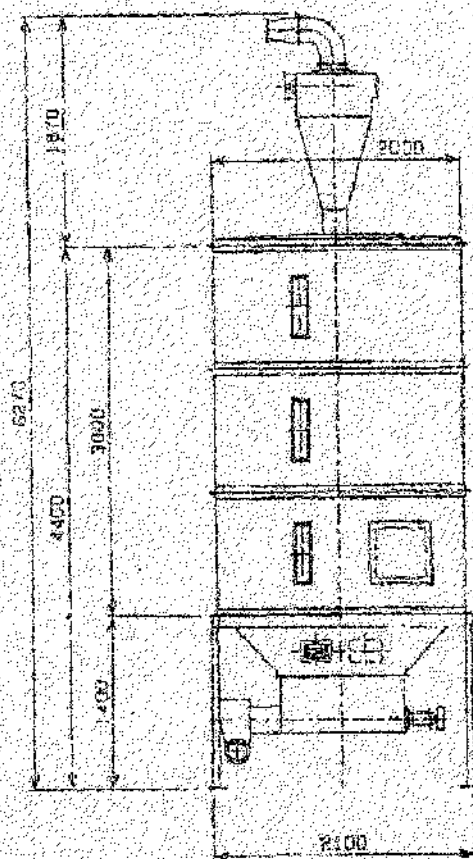
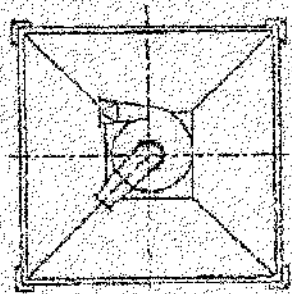


発泡スチロール破砕機

|          |         |      |
|----------|---------|------|
| 型式       | F30610  |      |
| 能力-MAX   | 500kg/H |      |
| 動力<br>kW | モーター    | 22.0 |
|          | 電圧      | 3.7  |
|          | コンベヤ    | 0.75 |
|          | 其他動力    | 0.4  |
|          | 排気扇     | 0.75 |
| トータル     |         | 29.8 |
| 電圧       | AC200V  |      |
| 重量       | 5000kg  |      |



|            |        |   |            |        |   |
|------------|--------|---|------------|--------|---|
| 1/40       | 051116 | 上 | 1/40       | 051116 | 上 |
| M 株式会社 名 濃 |        |   | 発泡スチロール破砕機 |        |   |
|            |        |   | 375-S02-00 |        |   |

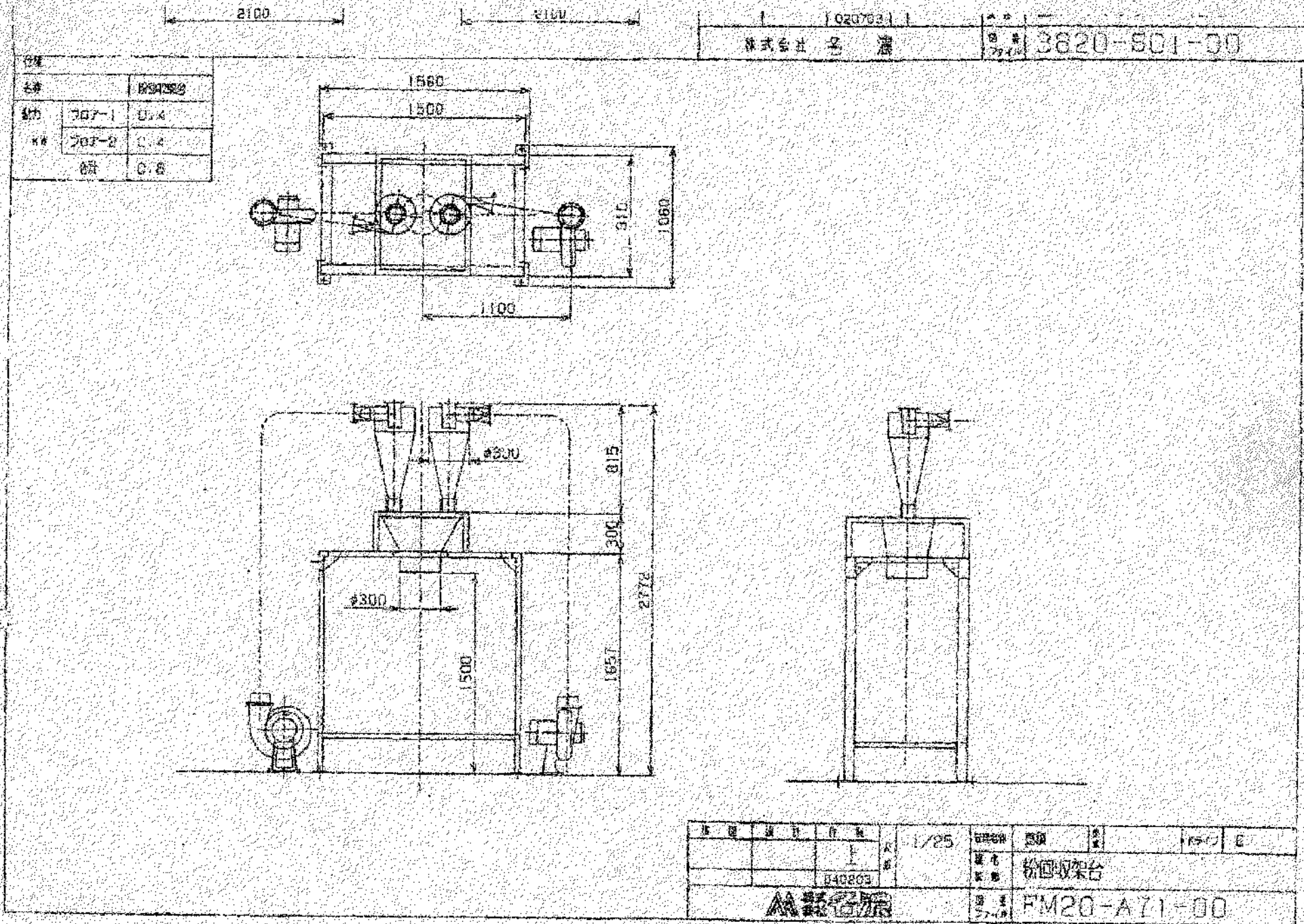


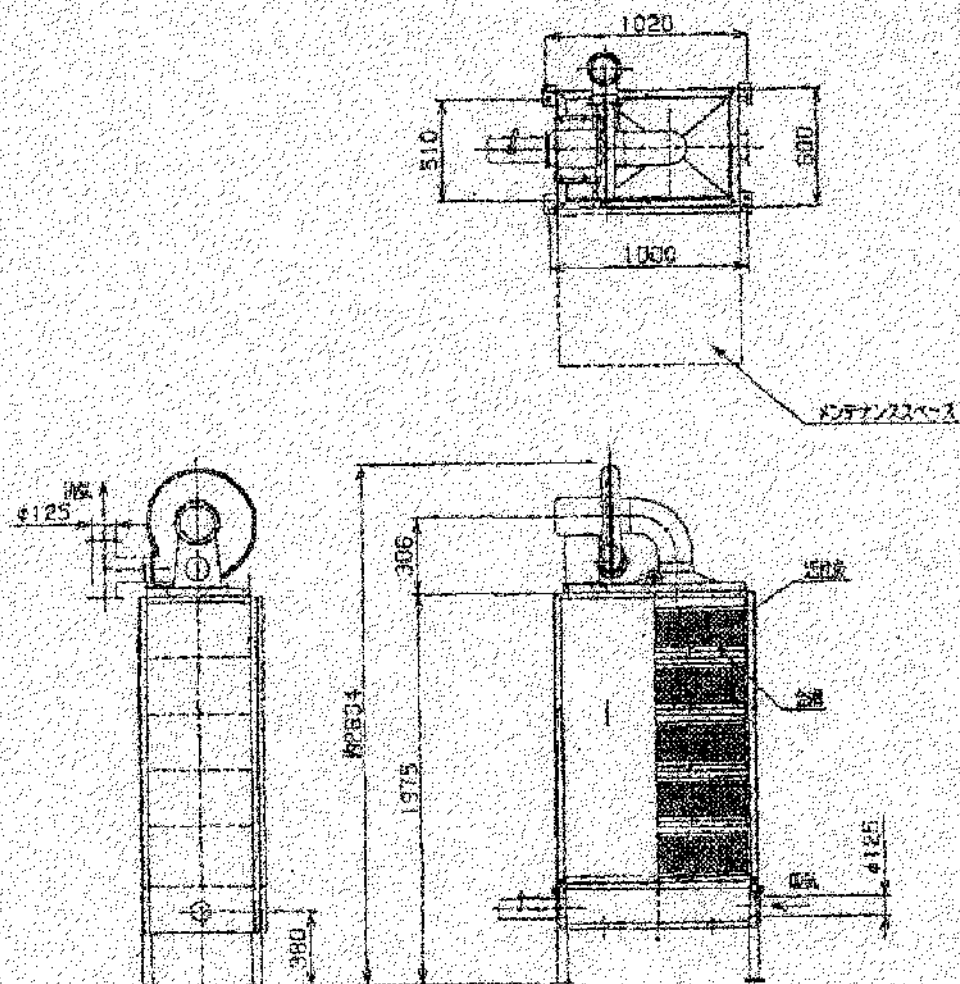
|    |                  |
|----|------------------|
| 仕体 |                  |
| 型式 | SU-12            |
| 容量 | 12m <sup>3</sup> |
| 動力 | スクリュー 0.4        |
| 材料 | ボデー 0.75         |
|    | パイプワーク 0.075X2   |
| 鋼  | 1.3              |
| 重量 | 1600kg           |

|    |    |        |      |    |               |       |      |   |
|----|----|--------|------|----|---------------|-------|------|---|
| 製造 | 品目 | 寸法     | 1/40 | 材料 | 鋼             | SU-12 | 1512 | 3 |
|    |    | 上      |      | 番号 | 屋外ストックタンク(標準) |       |      |   |
|    |    | B20702 |      | 品番 | 3820-501-00   |       |      |   |

株式会社 名 澤







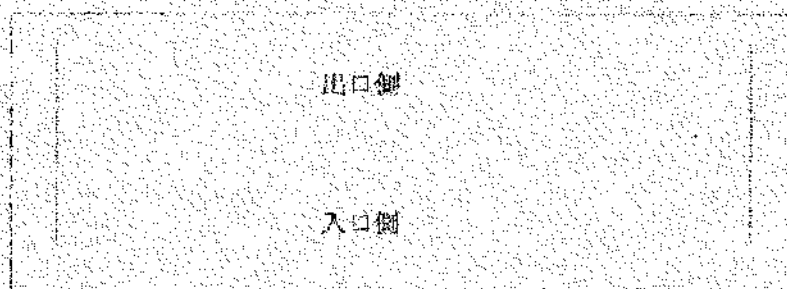
|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 名称    | 減速機用装置(2台)                         |
| 型式    | FM-200                             |
| 取組方式  | 活版液による吸着                           |
| 5年使用費 | 30kg×3個=150kg/1台<br>150kg×2台=300kg |

|          |    |        |      |           |             |       |
|----------|----|--------|------|-----------|-------------|-------|
| 品名       | 設計 | 得意店    | 1/25 | 国産<br>製法所 | RM-200      | 1975年 |
|          |    | 雷田     | ( )  | 原主<br>番號  | 脱臭装置        |       |
|          |    | 031029 |      |           |             |       |
| 株式会社 名 簿 |    |        |      | 照會<br>フイル | 372-A601-02 |       |



発泡スチロール計量器仕様書

|   |       |                      |    |
|---|-------|----------------------|----|
| 1 | 型 式   | 4点ロードセル式台秤 ( 国家検定付 ) | 2台 |
| 2 | 秤 量   | 600kg                |    |
| 3 | 目 盛   | 200g                 |    |
| 4 | 積載面寸法 | 1,500mm×3,000mm      |    |
| 5 | 全 高   | 230mm以内              |    |
| 6 | 付属装置  | 積載面上の短い辺側面サイドに欄付     |    |



部分が欄 ( 高さ1,000mm )

|   |       |                                             |  |
|---|-------|---------------------------------------------|--|
| 7 | 材 質   | 本体材質 SS 製<br>ロードセル材質 SUS 製<br>筐材質 SS 製      |  |
| 8 | 表 示 部 | 屋内設置 2 個<br>電源 AC100V<br>重量表示のみ<br>プリンター出力付 |  |
| 9 | 計 量 物 | 発泡スチロール                                     |  |

# 平成 25 年度 北部市場内廃発泡スチロール 処理委託に係る企画提案実施要領

平成 24 年 4 月

廃発泡スチロール協議会

## 1 趣旨

北部市場では、市場内事業者が排出する廃発泡スチロールを川崎市が市場内に設置した処理施設において、処理業者が排出事業者と個別契約を締結した上で処理しているところです。

このたび、廃発泡スチロールを適正に処分する処理業者を選定すること等を目的として、市場内の排出事業者（川崎北部市場水産仲卸協同組合、川崎北部青果仲卸協同組合、川崎市中央卸売北部市場商業協同組合、川崎中央青果株式会社、川崎丸魚株式会社、横浜魚類株式会社川崎北部支社）を構成員とする「廃発泡スチロール協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、この協議会において「平成25年度廃発泡スチロール処理業務委託」について、企画提案方式により処理業者を選定します。

## 2 廃発泡スチロール処理業務の内容

別添の「北部市場内廃発泡スチロール処理業務仕様書」のとおり

※ 企画提案方式により決定した処理業者は、場内排出事業者と個別契約を締結した上で、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで廃発泡スチロールの処理業務を行うものとします。

※ 処理単価（実績）

| 年 度    | 処理単価（税抜き） | 備 考                |
|--------|-----------|--------------------|
| 平成23年度 | 36円/kg    | 委託料については単価契約となります。 |
| 平成24年度 | 1円/kg     |                    |

## 3 参加要件

この企画提案方式に参加できる業者は、協議会の各組合から推薦を受けた者（本要領7ページの「産業廃棄物処理業推薦業者名簿（様式1）」記載事業者（以下「推薦業者」という。))としますが、推薦業者については、次の（1）から（3）までの要件を満たす必要があります。

なお、協議会の各組合が推薦できる業者数は各3業者までとします。

- （1）国税及び地方税の滞納がないこと。
- （2）川崎市競争入札参加資格者については、川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- （3）川崎市における産業廃棄物（発泡スチロール類限定）処分業許可を有するか、選定後当該処分業許可申請を行ったうえで、川崎市の場内処理施設を適正に使用し廃発泡スチロール処理業務を責任をもって実施する能力のある事業者であること。

※産業廃棄物処分業（発泡スチロール類に限定しない）の許可を有していることが参加申込みの条件となります。なお、許可については、川崎市外における産業廃棄物処分業の許可でも参加要件を満たすものとします。

## 4 業者説明会の開催

北部市場内廃発泡スチロール処理に係る企画提案方式による業者選定について説明を行うため、次のとおり説明会を開催します。また、併せて、廃発泡スチロール処理施設の見学会を開催します。

なお、本実施要領等について、質問がある場合は、後記「5-（3）」により質問を行ってください。

(1) 日時

平成24年4月23日(月)～平成24年4月27日(金)

※ 説明会・見学会は1時間程度を予定しています。なお、時間指定はできません。

(2) 場所

中央卸売市場北部市場(川崎市宮前区水沢1-1-1 管理棟3階第2会議室)

(3) 対象

推薦業者が指名した処分業許可業者で説明会への参加を希望する者

※参加する場合は、1社2名までとします。

(4) 申込み方法

電子メール又はFAXにより、平成24年4月20日(金)17時までに後記「5-(3)」の送信先までお申込みください。申込みは自由様式としますが、必ず事業所の名称、参加者名(2名まで)、連絡先を明記してください。(参加口時の指定は不可)

※ 説明会の日時については、申込み締切日後、2日以内に連絡します。

(5) その他

当日は、本実施要領及び仕様書等を配布しませんので、必要な資料は各自持参してください。(推薦業者には、事前に資料を送付します。)

5 提出書類及び提出方法等について

(1) 提出書類

次の一覧表の書類をご提出ください。なお、提出書類が提出されない場合は、本企画提案方式に参加することはできません。

|    | 提出書類                                                                                                                                                  | 提出部数 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1  | 参加申込書(様式2)                                                                                                                                            | 1部   |
| 2  | 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)                                                                                                                                    | 1部   |
| 3  | 産業廃棄物処分業許可証の写し                                                                                                                                        | 1部   |
| 4  | 法人に係る代表者の印鑑証明書                                                                                                                                        | 1部   |
| 5  | 国税の納税証明書<br>※「その3の3」((法人税と消費税及び地方消費税)の未納額のない証明用)を提出すること。                                                                                              | 1部   |
| 6  | 地方税の納税証明書<br>(1) 申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと)。<br>(2) 固定資産税(償却資産を含む。)については、平成22年度、平成23年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと)。 | 各1部  |
| 7  | 提案書(1) 見積書・所要経費(処理単価)(様式3)                                                                                                                            | 12部  |
| 8  | 提案書(2) 環境配慮・安全性(様式4)                                                                                                                                  | 12部  |
| 9  | 提案書(3) 研修・教育及び業務体制(様式5)                                                                                                                               | 12部  |
| 10 | 提案書(4) 業務改善(様式6)                                                                                                                                      | 12部  |

|    |                            |     |
|----|----------------------------|-----|
| 11 | 提案書（５）廃発泡スチロール処理等の実績等（様式７） | １２部 |
|----|----------------------------|-----|

※審査の過程において、協議会が必要と認めた場合には提出期限後においても、その他の書類提出を求めることがあります。

※提案書の様式に記述できない場合は、別添としてください。

※提案書の作成、提出に必要な経費は各事業者の負担とします。なお、提出された提案書等は返却しません。

## （２）提出先

### ア 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

### イ 提出先

〒２１６－００１２ 川崎市宮前区水沢１丁目１番１号（水産棟３階）

川崎北部市場水産仲卸協同組合（電話：０４４-９７５-２７０５）

### ウ 提出期間

平成２４年５月１４日（月）午前９時～平成２４年５月２１日（月）午後５時（必着）

## （３）実施要領等に関する質問について

### ア 質問方法及び回答方法

質問は電子メール（若信確認を要す）又は FAX のみ受付可能とし、電子メール又は FAX によりすべての申込者に対して受付期限から１週間以内に回答します。質問を正確に表現するために、図面等が必要な場合等、電子メール又は FAX で送信することができない場合に限り「５－（２）」の提出先に持参又は郵送してください。

質問する場合の件名は、「平成２５年度 廃発泡スチロール処理業務委託に係る企画提案（質問）」としてください。

|       |                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 電子メール | hokusui@live.jp<br>(送信先:川崎北部市場水産仲卸協同組合 廃発泡スチロール協議会) |
| FAX   | 044-975-2352                                        |

※ FAX 送信後、提出先担当まで電話にてご連絡ください。

※ 設備機器の質問については、製造会社（処理装置：株名濃、計量器：株田中衡機工業所）あて直接問い合せてください。なお、参加申込者あて設備機器の取扱説明書を送付します。

### イ 受付期間

平成２４年４月２８日（土）～平成２４年５月８日（火）

## ６ 企画提案会参加のための形式審査（事前審査）

本企画提案方式への参加申込みに必要な書類の内容について、形式審査を経て参加者を決定します。審査の手順は次のとおりです。

### （１）審査

協議会が、参加要件を有しているか否か審査した後に、企画提案会の参加者を決定します。

| 審査基準 |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 1    | 前記「５－（１）」の提出書類の提出がない場合は参加できません。             |
| 2    | 書類審査等の結果、前記「３」の参加各要件を満たしていない場合には参加できません。    |
| 3    | 前記「５－（１）」の提案書の内容について、提案がなされていない場合には参加できません。 |

## （２）ヒアリングの実施

協議会は、参加申込みに必要な書類の内容について、説明又は追加資料の提出を申込者に求める場合があります。この場合、申込者はその求めに応じなければなりません。

## 7 企画提案会の参加者の決定通知

協議会は、参加者を平成24年5月28日（月）（予定）までに決定し、申込者全員に決定通知書を送付します。

## 8 企画提案会の実施

### （１）企画提案会の日時、場所

|           |                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------|
| 企画提案会の日時  | 平成24年6月7日（火）午後1時～<br>※各参加者の時間は、前記「7」の決定通知書でお知らせします。 |
| 企画提案会の場所  | 北部市場管理棟3階大会議室                                       |
| 受付場所（待合室） | 北部市場管理棟3階第1会議室                                      |

※ 受付は、各指定時間の15分前から行います。

※ 企画提案会の開始時刻に遅れると参加できませんので、御注意ください。

※ 企画提案会は市場内事業者、報道関係者等の傍聴が可能な公開の場で行いますので、御了承ください。なお、傍聴者への資料の配布はいたしません。

※ 企画提案者は、他の企画提案者の企画提案を傍聴することはできません。

※ 会場への入場は会場のスペースの関係上、各社3名までとさせていただきます。

### （２）企画提案会の方法

ア 1社あたりの説明の持ち時間は15分以内とします。（パワーポイントを使用する場合は、事前に前記「５－（２）」の連絡先までご連絡ください。）

イ 企画提案にあたっては、協議会に提出した提案書（１）～（５）に基づき説明してください。

ウ 企画提案の説明後、質疑応答（約15分以内）を行います。

※企画提案した内容については、原則として、平成25年度廃発泡スチロール処理業務委託において実施しなければなりません。

### （３）企画提案会に持参する書類

ア 提案書（１）～（５）は、各社でご用意ください。（審査委員用は不要です。）

イ 協議会に提出した提案書以外に補足資料等により説明したい場合は、別途12部ご用意ください。

## 9 処理業者の決定方法等

### (1) 選定方法

業者の選定は、企画提案会において、提案された企画提案の内容について、次の審査基準に基づき審査を行い、最も優れた提案をした業者を平成25年度の廃発泡スチロール処理業者として選定します。

なお、最も優れた提案をした業者が産業廃棄物処分業許可申請に係る手続きにおいて、許可を得ることができなかった場合は、次順位の企画提案者を平成25年度の廃発泡スチロール処理業者として選定します。

| 審査項目         | 審査基準                                                           |
|--------------|----------------------------------------------------------------|
| (1) 見積額・所要経費 | ・提案内容と見積額とのバランスが取れているか。                                        |
| (2) 環境配慮     | ・近隣住宅等の環境に配慮した提案になっているか。<br>・公害の防止に配慮した提案になっているか。              |
| (3) 安全性      | ・業務の実施にあたり安全性が確保され確実に業務が実施できる提案となっているか。                        |
| (4) 研修・教育    | ・業務に当たり適切な研修や教育が実施され、適切な処理業務の遂行が期待できるか。                        |
| (5) 業務体制     | ・業務を適切に実施できる業務体制となっているか。<br>・業務の実施計画に無理がないか。                   |
| (6) 業務改善     | ・効率化やコスト削減に対して効果的な提案がなされているか。<br>・顧客（掛所有者）の立場に立った業務改善等が期待できるか。 |
| (7) 実績等      | ・業務を成功させるための廃発泡スチロール処理等の実績があるか。                                |

### (2) 選定結果の通知

選定後、速やかに結果を各申込業者あて通知します。（平成24年6月8日発送予定）

なお、各企画提案者の評価等の審査内容についてはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

## 10 契約の締結等

### (1) 産業廃棄物処分業許可申請について

平成25年度の廃発泡スチロール処理業務委託の受託予定業者（以下「受託予定業者」という。）は、平成25年4月1日から産業廃棄物処分業を行えるように、川崎市における許可等の手続きを関係機関等と綿密に調整を行う必要があります。

なお、施設の使用許可等、必要な手続きについては別途川崎市（北部市場管理課）が行いますので、ご不明な点があれば北部市場管理課（電話：045-975-2211）にご連絡してください。

※前記「5-（1）」の提案書の内容については、許可申請において必要となる事業計画書に反映させる必要があります。

※北部市場における廃発泡スチロール処理業務を行う上で必要となる川崎市の産業廃棄物処分業（発泡スチロール類限定）許可を新たに取得した場合は、許可期限は既に許可を受けている所定の期限となりますが、平成26年度以降処理業者として選定されない場合、他に処



理施設を有していない処理業者の廃発泡スチロール処理業務に係る処分業許可は効力を失います。

(2) 契約の締結

受託予定業者は、原則として、本委託に係る産業廃棄物処分業許可取得後、2週間以内に北部市場内の廃発泡スチロール排出事業者と個別契約を締結してください。

なお、廃発泡スチロール処理業務の履行期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとなります。

また、個別契約を締結する前に、受託予定者は契約書(案)の内容について川崎市と協議し同意を得なければなりません。

## 産業廃棄物処理業推薦業者名簿

平成 年 月 日

(あて先) 廃発泡スチロール協議会委員長

推薦者 所在地

名 称

代表者

印

次のとおり、本要領「3」の参加要件を満たす処理業者を推薦します。

|            |              |
|------------|--------------|
| 業 者 名      |              |
| 業 務 内 容    |              |
| 産業廃棄物処分業許可 | 許可番号：( ) 第 号 |
| 所 在 地      | 〒            |
| フリガナ       |              |
| 代 表 者 名    |              |
| 電 話        |              |
| 担当者名       |              |

## 参 加 申 込 書

平成 年 月 日

(あて先)

廃発泡スチロール協議会委員長

北部市場における廃発泡スチロール処理業者選定に係る企画提案に参加したいので必要書類を添えて申し込みます。なお、本要領「3」の参加要件を満たしており、必要な書類は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

|               |              |
|---------------|--------------|
| フリガナ          |              |
| 業 者 名         |              |
| 産業廃棄物処分業許可    | 許可番号：( ) 第 号 |
| 産業廃棄物処分業の許可期限 | 平成 年 月 日     |
| 所在地           | 〒            |
| フリガナ          |              |
| 代 表 者 名       | 印            |

※ゴム印可

|           |  |
|-----------|--|
| 担当者名・役職   |  |
| 所属部署      |  |
| 電話        |  |
| FAX       |  |
| 電子メールアドレス |  |

※ゴム印可

## 提 案 書 (1)

## 見積書・所要経費

1 廃発泡スチロールの処理を行うための見積額・所要経費について記述してください。

## ①見積額

|                                  |                                  |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 見積額 (処理単価)<br>※平成25年度の処理単価となります。 | (            .            ) 円/kg |
|----------------------------------|----------------------------------|

(少数第1位まで御記入ください。)

## ②所要経費 (おおよその経費内訳をご記述ください。)

| 経費項目 | 金額 (円) |
|------|--------|
|      |        |
|      |        |
|      |        |
|      |        |
|      |        |
|      |        |
|      |        |
|      |        |
|      |        |
|      |        |
|      |        |
| 合 計  |        |

(2) 再利用できる廃発泡スチロールの販売について、1値あたりの販売額を記入してください。

| 品目              | 金額 (円)             |
|-----------------|--------------------|
| 廃発泡スチロール (再利用品) | (            ) 円/個 |

## 提 案 書 (2)

### 環境配慮・安全性

2 廃発泡スチロールの処分を行う上で、大気汚染、騒音、振動、省エネ等への対策等、環境への配慮について記述してください。

3 廃発泡スチロールの処分を安全かつ確実に行うための方法や取組みについて記述してください。

## 提 案 書 (3)

## 研修・教育及び業務体制

4 業務従事者に対する研修や教育について記述してください。

5 事業執行体制について記述してください。(実際に処理業務に従事する作業員等の執行体制について記述してください。)

| 区 分       |         | 事業開始時 |
|-----------|---------|-------|
| 従業者数 (合計) |         | 人     |
| うち市内居住従業者 |         | 人     |
| 内 訳       | 常勤雇用者数  | 人     |
|           | 非常勤雇用者数 | 人     |

・指示系統図を記述してください。

・その他特記事項 (産業廃棄物関連有資格者の状況など)

## 提 案 書 ( 4 )

### 業務改善

6 廃発泡スチロール処理について、効率化やコスト削減のための業務改善等について記述してください。  
※電気料金及び水道料金の節減につながる提案については必ず記述してください。

提 案 書 (5)

廃発泡スチロール処理等の実績等

7 企業概要や廃発泡スチロール処分業務の成功に向けて有効であると思われる類似事業・関連事業の実績等について記述してください。(パンフ等があればご提出ください。)



## 廃発泡スチロール処分委託契約書（案）

収 入

印 紙

排出事業者：\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と、処分業者：  
（以下「乙」という。）は、甲の事業場：\_\_\_\_\_から排出され  
る産業廃棄物の処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

（法の遵守）

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係  
法令を遵守するものとする。

（委託内容）

第2条

（乙の事業範囲）

1 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写し  
を甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やか  
にその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約  
書に添付する。

③ 処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

2 甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類：廃プラスチック類（廃発泡スチロール）

予定数量：（前年度実績を記入）

単価：円/kg（別途消費税）

（処分の場所、方法及び処理能力）

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：\_\_\_\_\_

所在地：\_\_\_\_\_

処分の方法：\_\_\_\_\_

施設の処理能力：\_\_\_\_\_

（最終処分の場所、方法及び処理能力）

4 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終（中間）処分（予定）を次のとおりとする。

#### 中間処理・最終処分先及び処理・処分の方法等

第2条第3項で中間処理される産業廃棄物は、溶融固化等の処理の後、乙が自らの責任において市資源物として処理する。

#### (適正処理に必要な情報の提供)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために、別紙廃棄物データシートに必要事項を記載し、あらかじめ乙に提供しなければならない。

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と近知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の処理に支障を生じさせる恐れのある異物等が混入しないよう注意しなければならない。乙は、異物等の混入により業務に重大な支障が生じたとき又は生じる恐れのあるときは、委託物の引取りを拒否することができる。この場合において、甲は委託手数料の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責も任ずるものとする。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

#### (甲乙の責任範囲)

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行いまたは過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

#### (再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

#### (義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

#### (委託業務終了報告)

第7条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストの写しで代えることができる。

#### (業務の一時停止)

第8条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(報酬・消費税・支払い)

第9条 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。

2 甲及び乙は、天災地変又は社会経済情勢の急激な変動等により、物価、賃金等が高騰した場合など、報酬額が不当となったときは、甲乙双方の協議により、これを改定することができる。

3 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

(内容の変更)

第10条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合においては、甲乙双方の協議のうえ、書面によりこれを定めるものとする。

(機密保持)

第11条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

2 ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(契約期間)

第 14 条 この契約は、有効期間を平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

この契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

廃棄物データシート (WDS)

(記入者/記入日) \_\_\_\_\_ / 平成 2 5 年 4 月 1 日

|   |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |   |     |
|---|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---|-----|
| 1 | 提供年月日                                        | 平成 2 5 年 4 月 1 日提供                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |   |     |
| 2 | 廃棄物名称                                        | 産業廃棄物 (発泡スチロール)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 管理番号 | 1 |     |
| 3 | 排出事業者<br>(窓口)                                | 名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | TEL  |   | FAX |
|   |                                              | 住所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 部課名  |   | 担当者 |
| 4 | 廃棄物種類                                        | <input type="checkbox"/> 燃えがら <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸<br><input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず<br><input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> ゴムくず<br><input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラスくず <input type="checkbox"/> 鋳さい <input type="checkbox"/> がれき類<br><input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 家畜の死体 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 1 3 号廃棄物<br><input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃石棉等 <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃 PCB 等 <input type="checkbox"/> 有害物質<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |   |     |
| 5 | 仕姿                                           | <input type="checkbox"/> 容器 ( ) <input type="checkbox"/> 市両 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( バラ )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |   |     |
| 6 | 数量                                           | <u>スロット</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ( ) kg ・ t ・ ㍓ ・ m <sup>3</sup> ・ 本 ・ 缶 ・ 袋 ・ 個 ・ 車 ・ 式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |      |   |     |
|   |                                              | 継続                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ( ) kg ・ t ・ ㍓ ・ m <sup>3</sup> ・ 本 ・ 缶 ・ 袋 ・ 個 ・ 車 ・ 式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |      |   |     |
| 7 | 廃棄物の安定性・反応性                                  | 1) 有害特性<br>(有・無・不明)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性 <input checked="" type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性<br><input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機化酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性<br><input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス性 <input type="checkbox"/> 慢性毒性<br><input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 |      |   |     |
|   |                                              | 2) 品質安定性<br>経年変化 (有・無)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 有る場合には具体的に記入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |      |   |     |
| 8 | 廃棄物の物理的・化学的性状 (通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項) | 形状 ( )      沸点 ( )<br>発火点 ( )      比重 ( )<br>色 ( )      融点 ( )<br>pH ( )      水分 ( )<br>臭い ( )      引火点 ( )<br>粘度 ( )      発熱量 ( )<br>その他 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |   |     |

|    |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 9  | 廃棄物の組成・成分情報<br>(○×又は数値記入)<br><input type="checkbox"/> ○×(有無)<br><input type="checkbox"/> 分析値<br><input type="checkbox"/> 溶出量<br><input type="checkbox"/> 含有量<br><input type="checkbox"/> 推計値<br><input type="checkbox"/> 不明<br>単位( ) | 金属 Li ( ) 金属 Na ( ) 金属 Al ( )<br>金属 Mg ( ) 金属 Cu ( ) 金属 Ni ( )<br>γ-ホルム水銀化合物 ( ) トリクロロチレン ( )<br>1,3-ジクロロベンゼン ( ) 水銀又はその化合物 ( )<br>テトラクロロエチレン ( ) 酢酸 ( )<br>酢酸又はその化合物 ( ) ジクロロタン ( ) シマジン ( )<br>鉛又はその化合物 ( ) 四塩化炭素 ( )<br>フォスゲン ( ) 有機燐化合物 ( )<br>1,2-ジクロロタン ( ) ベンゼン ( )<br>六価クロム ( ) 1,1-ジクロロエチレン ( )<br>※測定している場合は分析表添付<br><input type="checkbox"/> 分析表添付<br>シス-1,2-ジクロロチレン ( ) ダイオキシン類 ( )<br>シアン化合物 ( ) 1,1,1-トリクロロエタン ( )<br>PCB ( ) 1,1,2-トリクロロエタン ( )<br>その他 ( ) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 10 | 取り扱う際の注意事項<br>1) 安全対策<br>2) 異常処置<br>①応急措置<br>②漏洩対策<br>③火災時の措置                                                                                                                                                                        | 保護具<br>①応急措置<br>②漏洩対策<br>③火災時の措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <input type="checkbox"/> ガスマスク着用(ガスマスク種類: 、吸収缶種類: )<br><input type="checkbox"/> 手袋着用 <input type="checkbox"/> 保護靴着用 ( )<br><input type="checkbox"/> その他(ヘルメット、安全靴)<br><input type="checkbox"/> 吸入時 ( ) <input type="checkbox"/> 皮膚付着時 ( )<br><input type="checkbox"/> 目に入った場合 ( )<br><input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 ( )<br>除去方法 ( )<br>除去作業に関する注意 ( ) |  |
| 11 | 特別注意事項<br>(避けるべき処理方法、<br>廃棄物の性状変化などに<br>起因する環境汚染の可能<br>性、他の廃棄物との混合<br>等によりも含む)                                                                                                                                                       | 特別注意事項(有・ <u>無</u> )<br>有る場合は具体的に記入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |

12 その他の情報

① サンプルの提供の有無（有 ☒ 無 ☐ ）

② 産業廃棄物の発生工程など（有 ☒ 無 ☐ ）

工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所を明らかにしてください。発生工程図等のコピーの添付でも可。

③ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品（有 ☒ 無 ☐ ）

有の場合、含有マーク表示に関する事項

（ ）

④ 石綿含有産業廃棄物（有 ☒ 無 ☐ ）

北部市場における廃発泡スチロール処理業者は、次の仕様により、産業廃棄物（廃発泡スチロール）の中間処分業務を行う必要があります。

# 1 廃発泡スチロール処理施設

（１）処理業者が使用する設備機器は、川崎市が設置した次の機器とし、川崎市が設置した設備機器以外で処理業務を行うことはできません。（詳細については、別添の「廃棄物処理機システム仕様書」及び「川崎市中央卸売市場北部市場廃発泡スチロール計量器仕様書」をご参照ください。）

- ①破砕機 名濃製 FSC-610S
- ②減容機 名濃製 FM-400B
- ③脱臭装置 名濃製 FM-200 2台
- ④中間ストックタンク 名濃製 SU-12
- ⑤計量器 4点ロードセル式台秤 2台

（２）処理業者の使用できる施設等については次のとおりとします。（別図参照）

なお、施設等の使用にあたっては、処理業務に必要なとなる使用施設等について、事前に川崎市と協議の上、川崎市中央卸売市場業務条例第66条第3項に規定する許可申請書を提出するとともに、市場施設の使用指定・許可条件を遵守しなければなりません。

- ①倉庫（30㎡×2）
- ②事務所（30㎡）
- ③処理場（288㎡）
- ④土地（273㎡）

（３）（１）に定める設備機器については、川崎市が無償で貸与するものとし、平成25年度は、（２）に定める施設等について使用料を免除し、光熱水費については川崎市がその1／2を負担するものとします。なお、設備機器の選定は、川崎市が行い、川崎市の責任においてリース会社と賃貸借及び保守に関する契約を締結します。

|            | 電気料金        | 水道料金        |
|------------|-------------|-------------|
| 平成22年度     | 1,764,189 円 | 1,406,469 円 |
| 平成23年度（推定） | 1,800,000 円 | 1,350,000 円 |

（４）施設等の使用期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとし、処理業者は、施設等を転貸し、若しくは他人に使用させることはできません。また、処理業務以外の用途に施設等を使用することはできません。



## 2 産業廃棄物の種類及び予定数量

| 産業廃棄物の種類               | 予定数量（23年度実績） | 単位 |
|------------------------|--------------|----|
| 廃プラスチック類<br>（廃発泡スチロール） | 3 6 6        | t  |

## 3 受付時間及び処理時間

処理のための受付時間及び処理時間は、次のとおりとします。

- （1）受付時間は、水産物部の開市日の5時から14時までとします。
- （2）受付をした産業廃棄物については、当日の6時から14時までに処理作業を終了するものとします。未処理分について、やむを得ず事業計画に定める業務実施日以外に処理を行う場合は、事前に北部市場管理課の了承を得るとともに、川崎市環境局廃棄物指導課と協議しなければなりません。

## 4 処理業者の遵守事項

- （1）処理業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）その他の関係法令を遵守し、履行するものとします。
- （2）処理業者は、産業廃棄物の処理について、周辺の生活環境に影響を及ぼさないように、自らの責任において、これを行わなければなりません。また、臭気対策として、活性炭を年6回以上、定期的に交換しなくてはなりません。なお、活性炭については処理業者の負担とします。（活性炭：30kg×5段＝150kg×2（太平化学 ヤシロール L 1袋15kg））
- （3）処理業者は、産業廃棄物の処分後の残流物（以下、「中間処理産業廃棄物」という。）について、自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- （4）中間処理産業廃棄物の処理方法については、排出事業者と処理業者の間で締結する「産業廃棄物処理業務委託契約書」において明記しなければなりません。
- （5）排出事業者及び処理業者は、廃棄物処理法の規定に従って、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用するものとします。

## 5 委託契約

- （1）選定された廃棄物処理業者は、川崎市が指定する日までに市場内の廃発泡スチロール排出事業者と個別契約を締結しなければなりません。
- （2）廃棄物処理業者と市場内の排出事業者の間で締結する「産業廃棄物処理業務委託契約」の契約書の内容については、事前に川崎市と協議を行い同意を得なければなりません。
- （3）委託料については、「廃発泡スチロール処理業務委託に係る業者選定実施要領」に基づく入札により決定した入札金額（処理単価）となります。

## 6 再委託の禁止

- （1）処理業者は、原則として、排出事業者から受託した産業廃棄物の処分業務を再委託してはなりません。
- （2）契約期間中に当該業務を処理業者が他人に再委託するやむを得ない事情が生じたときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12第1号に基づく書面に

より、排出事業者の承諾を得て、同施行令第6条の12に規定する再委託基準に従い、これを行わなければなりません。

#### 7 適正処理体制の整備・充実

- (1) 処理業者は、従業員への教育等により、業務体制を整えるとともに、設備機器等の日常点検及び保守を行い、産業廃棄物の処理を常に適正な状態に維持管理しなくてはなりません。
- (2) 処理業者は、処理に当たっては、産業廃棄物の性状・組成等を十分に把握し適正な処理を実施するとともに、その実施状況を日報により川崎市に報告しなければなりません。

#### 8 再利用可能な廃発泡スチロールの取扱

処理業者は、処理を受け付けた廃発泡スチロールのうち水洗い等を行うことで再度利用が可能なものについては、再利用品として市場内事業者に販売を行うものとします。

|             |             |
|-------------|-------------|
| 平成23年度販売実績額 | ¥ 6,000,000 |
|-------------|-------------|

※ 1個当たり40円

#### 9 協議会への出席

処理業者は9月及び3月に開催する協議会に出席し、次の事項を報告しなければなりません。

- (1) 廃発泡スチロールの処理状況
- (2) インゴットの価格推移及び売上高
- (3) 再利用品の販売状況
- (4) その他

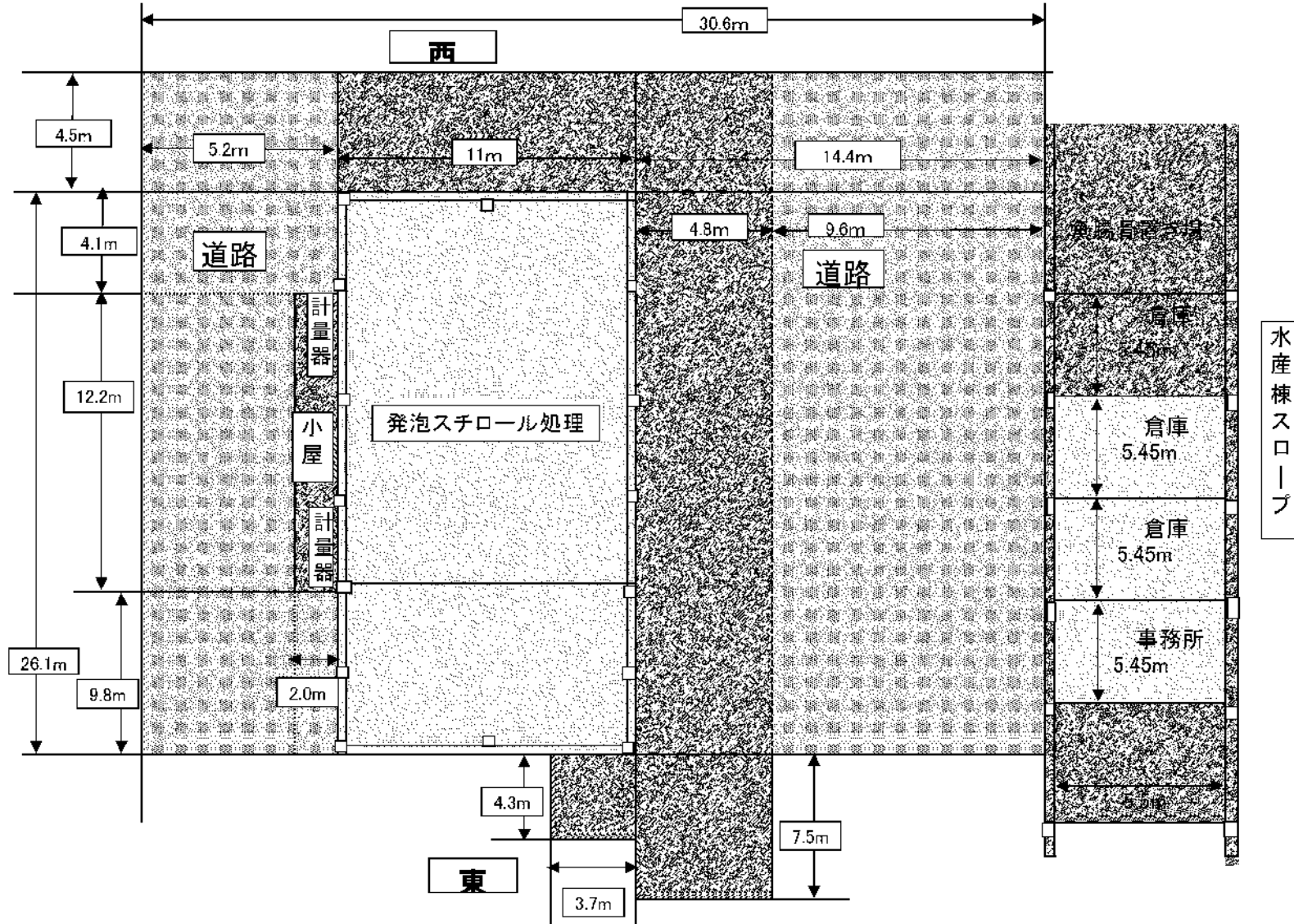
その他、協議会は必要に応じて処理業者に対し協議会への出席を求め、意見を聴取することができます。この場合において処理業者は出席を拒むことはできません。

#### 10 その他の事項

その他、処理業者は、次に定める事項について遵守するものとします。

- (1) 市場業務に支障のないよう十分な注意を払い業務を行うこと。
- (2) 市場施設に損傷を与えないよう注意を払うこと。損傷を与えた場合、速やかに市職員に報告すること。
- (3) 処理業者は、その責に帰すべき事由により設備機器等を含め処理施設の全部又は一部を滅失若しくは棄損したときは、市の指示に従いすみやかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければなりません。
- (4) 作業上での衛生及び安全管理を厳重に行い、特に火気使用については控えること。
- (5) 産業廃棄物をみだりに散乱または蓄積しないようにすること。
- (6) 設備機器の日常点検のための用具及び脱臭剤、活性炭その他業務に要する用具については、処理業者の負担とします。
- (7) 場外からの持込分の受付については原則禁止とします。
- (8) その他の事項については、本市との協議により決定します。

発泡スチロール処理場周辺 求積図



## 廃発泡スチロール処理の契約に関する打ち合わせ

日 時 平成23年7月12日（火）13時から13時25分まで  
場 所 管理棟3階第2会議室  
出席者 横浜魚類（株）川崎北部支社取締役支社長 榑秀保  
川崎北部市場水産仲間協同組合理事長 種村誠二  
川崎北部青果仲間協同組合専務理事 門野裕之  
川崎市中央卸売北部市場商業協同組合理事長 斉藤幸雄  
川崎北部市場運送サービス（株）代表取締役 沖島由二郎  
市管理課 成田管理課長、鈴木管理係長、山内（報告者）

### □ 業務の履行について

（成田管理課長）

本日は、先に廃棄物適正処理検討委員会にて実施した廃発泡スチロール処理の入札により決定した処理業者である川崎北部市場運送サービスの沖島社長をお呼びして、入札価格が1円ということもありましたので、業務執行の確認をさせていただきたいと思います。

まず、沖島社長にお尋ねいたしますが、1円でやれるということによろしいですね。（沖島社長）

入札したのだからやりますよ。

（成田管理課長）

では、仕様書のとおりでやっていただけるということによろしいですね。

（種村理事長）

実際にどうですか、大丈夫ですか。

（沖島社長）

大丈夫ではないが、入札したのだからやります。

（種村理事長）

それでは、我々は心配しなくてもよいということですね。

（沖島社長）

やりますから、全力でやります。入札ですから。頑張ってやりますが、大変厳しい状況ではあります。

（斉藤理事長）

頑張っていただきたいと思います。

## □ 契約等について

(沖島社長)

契約なんですけれど、廃棄物適正処理検討委員会の方との契約なんですよね。

(成田管理課長)

そうです。

(種村理事長)

大きなスーパーだと今は自前で処理をしていますけれど、1円ということで仲卸に処理を依頼してくることも考えられるので、我々としても市場外からの持ち込みをチェックしないといけない。

(沖島社長)

平成19年に個別契約になってから問題なかったでしょ。

(門野専務理事)

処理数量に異常があれば組合に知らせて欲しい。

(成田管理課長)

契約書の内容については双方で協議して欲しい。

(沖島社長)

収入印紙はどちらで用意するのか。

(種村理事長)

正副1部なのでお互いに持ち寄りでどうですか。(結果、運送サービスの負担で正本のみ印紙を貼り付け)

(沖島社長)

まだ、契約書の中身は見えていないので、中身を見て検討する。

(成田管理課長)

内容については早めに確認して進めていただきたいと思います。

(沖島社長)

それではよろしいですか。

(成田管理課長)

はい、本日はありがとうございました。これで打ち合わせを終了させていただきます。

## 廃発泡スチロール処理業者選定に係る見直しについて

### ■平成24年度の処理業者の選定について

#### 1 処理業者の選定にいたった経過

平成18年度までは、開設者が市場内の排出事業者全体を包括した排出者となっていたため、市の業務委託として指名競争入札又は随意契約により処理業者を決定していたが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、環境局の指導により平成19年度から排出事業者と処理業者が個別契約する方法に改めた。

平成19年度以降、排出者である市場内事業者と処理業者との話し合いが一度も持たれず、市場内事業者から本市に対し競争性を確保できる処理業者選定について要望書等も提出されていることから、処理業者の選定をはじめ、市場内の廃棄物全体の適正化について協議を行う場として、平成23年5月に市場内事業者の合意により「北部市場廃棄物適正処理検討委員会」を設置した。

#### 2 処理業者の選定の考え方

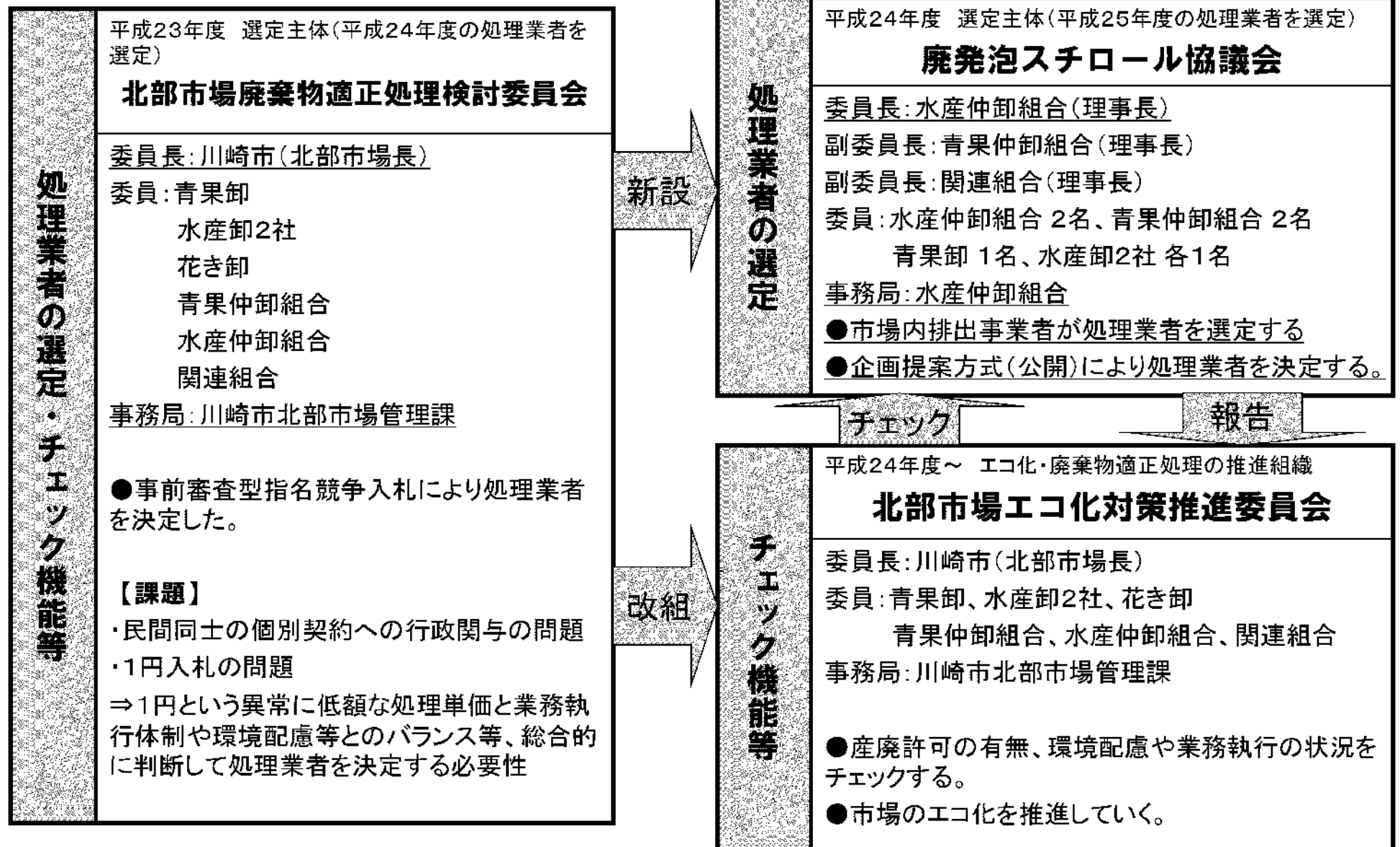
処理業者の選定にあたっては、第一に公平公正な手続きにより業者を選定すること、第二に市場内排出事業者の意見を反映させての業者選定を行うことを基本的な選定方針として、平成24年度処理業者の選定を実施した。

#### 3 総括

平成24年度の処理業者の選定の反省点としては、以下の2点が挙げられる。

1. 平成24年度は青果、水産、関連の各組合の意思統一が図られていなかったことから、市場内排出事業者が主体的に行うべき業者選定について、止む無く市が委員長となったこと
2. 環境配慮等についての事前提案を入札の資格としてのみ審査をしたことから、結果的には、入札による価格だけの業者選定となってしまったこと

# 廃発泡スチロール処理業者選定の見直しについて



## 1 円入札抗議の意味合い等についてのヒアリング

日 時 平成 24 年 4 月 27 日（金）13 時 30 分から 13 時 45 分まで  
場 所 管理棟 3 階第 2 会議室  
出席者 川崎北部市場運送サービス㈱ チーフマネージャー 田村重幸氏  
市管理課 小山管理課長、山内職員（報告者）

### □ 1 円入札の理由

（小山管理課長）

昨年 7 月の入札において、御社は 1 円という価格で落札されたが、どのような理由やお考えがあったのでしょうか。

（田村氏）

落札できないと、南部等でも処理ができなくなるし、許可を再度取り直すことが難しい。市環境局に以前伺った話では、近隣商業地域である北部市場では新規の許可はもう出さないとのことだった。

また、社長は他にも 1 円で入札してくる会社があると考えていたようだ。

（山内職員）

それは誤解ではないですか。昨年度、我々が環境局の所管課に話を聞いた範囲では、施設ごとに許可を出しているもので、北部市場での処分業許可がなくなったとしても南部市場では処分業を継続できるということだった。また、新規の処分業許可も、現在と同規模かそれ以下の施設であれば許可は出すとのことだった。

（田村氏）

そうなんですか。わかりました。

### □ 新聞で報じられている 1 円入札の「抗議」の意味及び理由

（小山管理課長）

入札後に、一部新聞に記事の掲載がありましたが、抗議とはどのような意味や理由だったのでしょうか。

（田村氏）

平成 23 年に、排出者と協議を持つよう開設者から話があったが、平成 23 年度以降の市負担経費が分からなかったので見積もりも出せないということで、話し合いに応



じられなかった。そのまま、協議ができずに入札ということになった。

社長は平成 23 年度以降川崎市が負担経費を見直すという文書を持っており、その文書に基づく市負担見直しの話が先にあるべきだったという意味での抗議だった。

平成 21 年 12 月 3 日

川崎市経済労働局

局長 平岡 陽一 殿

川崎北部市湯水産仲卸協会の

理事長 土信田 孝 様



## 陳情書

平成 19 年 4 月より発泡スチロール処理に関し、排出主体が行政であった建て前は、法律違反との判断により、排出者（各事業者）が処理業者に契約締結により依頼する事となりました。

そのため、従前より行われて来ましたが処理業者を行政が選定する（入札、随意契約）作業がなくなり、処理業者を排出事業者が決める（民々契約）と云う形になりました。

しかし処理設備、その他は行政の管理する処であり、環境局も含めての議案となる形のため、円滑に排出者が処理業者を選ぶという作業は、現在も出来ておりません。

この問題につきましては 3 年前、川崎市自民党市議団を通じて行政の助力対応をお願い致しましたが、折から市場内組織（市場協会）の混乱により、オール市場としての対応が出来なかったのが実情です。

しかし、この発泡スチロールは、その排出の 95% 以上は水産物部からのものであり、民間契約の必要性から、その業者選定の権限は水産物部があると理解されます。

現行の処理業者は当市場開場より、その処理を担ってきた会社であり、その功労を否定するものではありません。

但し、行政がその選定の権限を有していた（入札、随意契約に拘らず）状況から、現在は色々な意味で変わりました。我々としてもいかに税金を節約し、尚かつ市場を美しく活性化させる事に日夜苦心しています。

現在の業者を排除するつもりは毛頭もございませんが、当市場の当面のライバル競合市場の横浜本場、横浜南部市場は我々の負担の六割程度で処理事業を行っています。

当市場と総てシステムが一致する訳ではありませんが、市場の競争力を考えた時、彼らにできて私共にできない事は市場衰退の元となり得ます。

我々は競争の原理によって業者を選定致したいと考えて、いずれは水道光熱費含め、プラントそのものも自前で、行政の財政支援を一切受けずに、この処理事業を実施していきたいと考え、切に陳情要望致す次第です。

以 上

平成28年10月25日

川崎市経済労働局

局長 小泉 幸祥 様

水産協議会

横浜魚類株式会社川崎北部支社 取締役支社長 榎 秀保

川崎丸気株式会社 代表取締役社長 竹内 健

川崎北部市場水産仲卸協同組合 理事長 土信田 吉郎

要 望 書

拝啓 日頃より川崎市中央卸売市場北部市場へのご協力ご鞭撻、誠にありがとうございます。  
先般、経済局にて局長を始め皆様にご御願い致しました川崎市中央卸売市場北部市場の市場協会の正常化にすべくご尽力賜ると共に、当方としても正常化に向けての努力を致してまいりましたが、一向に改善の兆しが見られず残念に思っております。

昨今の経済情勢は多方面に於いても悪化の一途を辿っていますように、市場内業者の経営不振を顧みますと、「待った無」の経営改善を迫られている状況で経営見直しは緊迫の課題となつてまいりました。

特に水産部、仲卸に重く押し掛かって来ている問題が多々ございます。

その一つとして「発泡スチロールの処理」でございます。

市場を補完する経済局長にも先年の市場管理課に於ける不透明な裁定にも遺憾の意を表して戴き、市場協会の正常化を訴えると共に我々の苦しい現状を理解して戴くべき説明をしてまいり、当局からも改善の約束をして頂いたと解釈してまいりましたが、市場協会の正常化を期待していましたが、改善には程遠い現状で建設的な状況を見ることは出来ないと判断をせざるを得ません。

かかる状況をご察戴戴き、来年度の業者選定に關して、先年に設立されている発泡スチロール協議会に業者の選定業務を委託させて頂きます事、お願い致します。

先年に、青果仲卸組合、園芸組合より発泡スチロールの大半を排出（95%）している水産部の裁定を尊重する旨の同意を戴いている水産部（水産部、水産仲卸）一団の総意です。

出来るだけ速やかに回答を戴ければ幸いです。

敬具

24川経北管第85号

平成24年5月1日

廃発泡スチロール協議会

会長 種村 誠二 様

川崎市中央卸売市場北部市場

市場長 栗原 薫

廃発泡スチロール処理業者の選定について（依頼）

時下ますます御清業のこととお喜び申し上げます。

日頃から廃発泡スチロール処理につきましては多大なる御協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、廃発泡スチロール処理業者の選定につきましては先に御報告いたしておりますスケジュールに基づき進められているものとは存じますが、平成24年4月25日開催の川崎市議会市民委員会において北部市場内での廃発泡スチロール処理について市民委員会での議論をする時間が必要なことから、5月に予定されております次の委員会開催までの約1ヶ月間、選定作業を一時停止できるか廃発泡スチロール協議会あて尋ねて欲しい旨の要請がございました。

つきましては、今後の北部市場廃発泡スチロール処理の一層の健全化を推進するためにも選定作業の一時停止について御検討をいただき御協力をお願いいたします。

回答につきましては、平成24年5月8日（火）までに文書にてお願いいたします。

北部市場管理課管理係

事務担当 鈴木、山内

平成21年5月7日

川崎市中央卸売市場北部市場  
市場長 栗原 肇 様

廃発泡スチロール協議会会長 種村 誠



## 北部市場内廃発泡スチロール処理業者選定について

日頃から大変お世話になっております。

北部市場は今年で開場30周年を迎えることとなりました。これは北部市場買出入の皆様をはじめ川崎市議会や多くの方々を支えられてきたものであると改めて感謝を申し上げます。

北部市場開場以来、廃発泡スチロール処理に係る多くの課題があるなかで、これまで開設者や処理業者である川崎北部市場運送サービス㈱の御支援により何とか乗り切ってまいりましたが、残念ながら廃発泡スチロール処理について排出者である私共が主体となつての議論がされておりませんでした。これは、行政や処理業者の責に帰するものではなく、私共業界全体が主体的な動きができなかったことを反省しなければならないと思っております。

しかしながら、昨年度から我々の永年の課題であった処理業者を自ら決定するシステムがやっと出来上がるようとしているところであります。特に今年は行政のチェックを受けるものの自らの判断で処理業者を選定することができるようになりました。

川崎市議会市民委員会からの要請は大変重く受け止めておりますが、我々の永年の課題であった廃発泡スチロール処理に向けた円滑な取組みに支障をきたすため、一時的にでも選定手続きを止めることはできないことを是非、御理解いただきたいと思ひます。

市民委員会での議論の結果、私共への御指導等ございましたら、真摯に対応してまいりたいと存じます。

私共は公設市場内事業者として今後も業務条例や関係法令を遵守してまいりますので、処理業者選定についての御理解、御支援をよろしくお願いいたします。

# 北部市場における廃発泡スチロール処理について

## 1. 廃発泡スチロール処理の流れ

### 各排出者



◎排出量実績(平成23年度実績)

|       |            |
|-------|------------|
| 水産物部  | 184,483 kg |
| 青果物部  | 11,199 kg  |
| 関連事業者 | 244 kg     |

### 処理施設

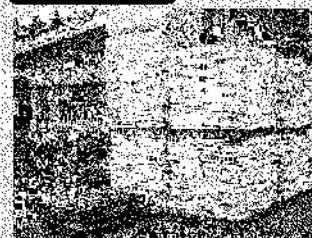


◎市負担経費(平成23年度実績)

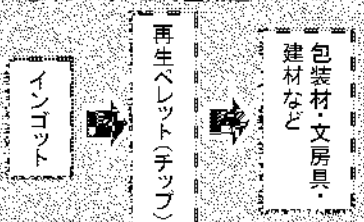
|          |            |
|----------|------------|
| 処理機等リース費 | ¥6,316,281 |
| 光熱水費     | ¥3,182,534 |

※建物・土地使用料は免除

### 処理後



◎インゴットの再生用途



## 2. 産業廃棄物の処理について

### 【原則】

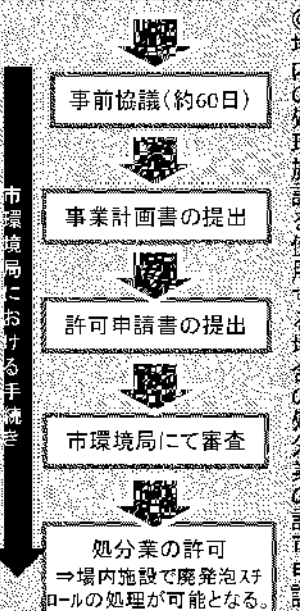
事業者は、自らの事業活動により発生した産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、それぞれ産廃収集運搬業者、産廃処分業者に委託しなければならない(廃掃法第12条第5項)。

### 【現状】

- ①市場から発生する廃発泡スチロールについては、市場外の処理業者に処理を委託することも可能だが、運搬経費等の関係から他市場においても市場内処理が一般的であるため、場内の処理施設で処理することが適切
- ②処理施設が1箇所しかない現状を踏まえると、排出者は処理業者を自由に選定することはできない。
- ③昨年度からは、市場内の各団体が推薦した業者の中から1社選定

## 3. 処分業許可フロー

産廃業許可を持っている業者の中から協議会において業者決定(6/7予定)



※事前協議から許可まで約130日

## 4. 北部市場における過去の経過

|              | 昭和57年度～<br>平成18年度                          | 平成19年度～<br>平成23年度               | 平成24年度                                       |
|--------------|--------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------|
| 排出者<br>(委託者) | 川崎市                                        | 市場内事業者<br>(排出者責任の原則に<br>に従い民民化) | 市場内事業者                                       |
| 選定方法         | 指名競争入札<br>又は随意契約                           | 随意契約                            | 市場内排出者で構成する「北部市場廃棄物適正処理検討委員会」における事前審査型指名競争入札 |
| 処理費          | 平成18年度実績<br>2,730万円<br>(総価契約)<br>※うち市負担1/3 | 36円/kg<br>(単価契約)<br>※市負担無し      | 1円/kg<br>(単価契約)<br>※市負担無し                    |

## 5. 北部市場における廃発泡スチロール処理業者選定についての基本的な考え方

1. 排出者責任において排出者自ら処理業者の選定を行う。
2. 公平かつ公正な手続きにより選定する。
3. 処理単価だけでなく周辺環境等への配慮を含めた選定とする。
4. 廃掃法等の関係法令を遵守すること。

## 6. 平成25年度の廃発泡スチロール処理業者の選定方法

- ・市場内排出事業者で「廃発泡スチロール協議会」を設置し、処理業者を公平かつ公正な手続きで選定する。
- ・市は環境配慮や処理状況等について「北部市場エコ化対策推進委員会」でチェックを行う。